

資料編

1 枚方市地域福祉計画(第4期)の総括

第4期計画は令和2年度(2020年度)からの5年間を計画期間として、令和2年3月に策定しました。「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る」の基本理念のもと、3つの基本方向とそれに伴う9つの施策目標を設定して、地域福祉を推進しました。ここでは、第5期計画の策定にあたり、基本方向ごとに施策の取組実績を抜粋し、総括を行います。



基本方向1 誰もが暮らしやすい地域づくり

施策目標 1 包括的な相談支援体制の充実

地域における生活課題が複雑多様化する中、CSWや枚方市地域包括支援センターをはじめとする様々な機関で相談支援を行いました。また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援センターには新型コロナウイルス感染症による経済活動の抑制に伴う生活困窮に関する相談が多く寄せられ、貸付事業や住居確保給付金など適切な制度や機関につなぐことができました。

コロナ禍では、相談窓口への来所者数の減少や、関係者との連絡会議等の中止も余儀なくされたものの、オンラインシステムの活用による会議の実施や相談、SNSによる相談など、従来と形を変え、市民ニーズを満たすよう取り組みました。

施策目標 2 福祉施策の充実

分野別福祉計画において、前年度の実績・中間報告のほか、進捗や今後の取組の方向について確認を行いました。

施策目標 3 権利擁護のさらなる推進

成年後見制度に関する制度の周知・啓発をはじめ、成年後見制度審査会を開催し、市長申立てを行いました。また、本人の意思決定を支援する取組として人生会議(ACP)について市民や専門職への講座の開催や動画配信により普及啓発を実施しました。

事業名称（抜粋）	実績
<p>『 コミュニティソーシャルワーカー配置事業 』</p> <p>障害者や高齢者、ひとり親家庭等の援助を要するあらゆる者を対象に、CSWによる見守り・声かけ等のセーフティネットの構築、相談、支援の必要な福祉サービスへのつなぎ等を行いました。</p>	<p>相談件数</p> <p>R 2：延べ8,999件</p> <p>R 3：延べ8,522件</p> <p>R 4：延べ6,168件</p> <p>R 5：延べ9,469件</p>
<p>『 自立相談支援センター 』</p> <p>生活困窮者からの相談を包括的に受け、自立に向けた継続的・寄り添い型の支援を実施しています。支援にあたっては、生活困窮者が抱える課題の評価、分析、自立に向けたプランの作成を行い、関係機関等との調整を行う支援会議を実施し、支援を行いました。</p>	<p>相談件数</p> <p>R 2：延べ4,787件</p> <p>R 3：延べ5,389件</p> <p>R 4：延べ2,831件</p> <p>R 5：延べ2,144件</p>



基本方向2 誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり

施策目標 1 地域で活躍する人が増える環境づくり

地域福祉を推進していくには、地域に暮らすみんなが地域福祉の主体であることを意識し、多くの人が地域で活躍することが大切です。そのため、「地域で活躍する人が増える環境づくり」として、地域福祉セミナーを開催し、災害時の地域活動等について紹介を行い、地域活動への参加のきっかけづくりを行いました。地域福祉活動においては、屋外でのサロン活動や分散型での実施など感染症対策を講じる工夫を凝らした活動を、地域住民の方々が主体となり取り組まれました。

施策目標 2 コミュニティの活動支援

市内の各地域において、住民の方々が主体となり、特徴や特色を生かした活動に取り組まれている中、活動補助金や広報ひらかたへの記事掲載による情報発信のほか、各地域の取組内容の情報交換の場として代表者会議等を開催しました。

施策目標 3 災害時にも助け合える取組の強化

避難行動要支援者などの支援体制の構築として「災害時要援護者名簿」と「避難行動要支援者名簿」の統合を行い、複数あった災害時要配慮者情報の集約を行いました。その他、防災マップの作成や自主防災組織ネットワーク会議を開催し、市内の自主防災組織間での情報共有等を行いました。

施策目標 4 地域の活動拠点への支援

地域活動の拠点となる自治会館の建設助成や、社会福祉法人の高齢・障害・児童施設の専門職とCSWが連携・協力し、地域の交流スペースで出張相談会を開催しました。

事業名称（抜粋）	実績
<p>『 校区福祉委員会活動 』</p> <p>高齢者、障害（児）者、子育て中の親子等、地域で自立生活を行う上で支援を必要とする人々が安心して生活できるよう、地域住民の参加と支え合い・助け合いの活動を小地域で行う体制を構築することを目的に校区福祉活動を支援しました。</p>  <p>【写真（菅原東校区）】</p>	<p>校区福祉活動参加者数</p> <p>R 2：延べ25,494人 R 3：延べ25,526人 R 4：延べ31,977人 R 5：延べ42,144人</p>
<p>『 子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業 』</p> <p>家で1人で食事をする、夜遅くまで1人で過ごすといった環境にある子どもたちを対象に、食事や学習支援、団らんの場の提供を行い、子どもたちを見守る活動（子ども食堂）に取り組む市内の団体に対し、備品購入費などの初期経費や、食材費などの運営経費の補助を行い、子どもの居場所づくりの充実を支援しました。</p>	<p>補助金交付団体数</p> <p>R 2： 20団体 R 3： 19団体 R 4： 18団体 R 5： 20団体</p>
<p>『 自主防災組織ネットワーク会議 』</p> <p>市内の自主防災組織間での情報共有及び先進事例の水平展開を目的に、年2回「枚方市自主防災組織ネットワーク会議」を開催しました。</p>	<p>各校区の自主防災訓練の参加者数</p> <p>R 2： 714人 R 3： 1,712人 R 4： 4,209人 R 5： 5,610人</p>

基本方向3 誰もが支え合い尊重し合える意識づくり

施策目標 1 福祉意識の向上

人権啓発事業をはじめ、障害や認知症に対する正しい理解を深めるための講座・講演会など各種啓発活動を行いました。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、令和2年度に「新型コロナウイルス感染症対策応援基金」を創設し、多くの個人や法人から寄附をいただきました。

施策目標 2 福祉教育の推進

誰もがDVの加害者・被害者にならないように、市内小中学校においてDV予防教育を行いました。福祉施設での介護体験や保育所等での中学生による体験学習や、高校生のボランティア学習を行い、福祉意識の醸成を図りました。

事業名称（抜粋）	実績
<p>『認知症サポーター養成講座』</p> <p>認知症になっても地域の中で尊厳を持ち、できるだけ自立した生活を維持し、安心して暮らせるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を目的として、「認知症サポーター養成講座」を開催しました。また、令和4・5年度には、小学校で「認知症フレンドリーキッズ授業」を実施しました。</p>	<p>認知症サポーター養成講座における養成者数</p> <p>R 2： 402人</p> <p>R 3： 876人</p> <p>R 4： 950人</p> <p>R 5： 1,881人</p>

枚方市地域福祉計画（第4期）の総括

新型コロナウイルス感染症拡大による影響

- ▷ 経済活動の自粛や外出自粛による相談窓口への来所者の減少や地域の孤立を防止するために、オンラインシステムの活用等の工夫を行うことで、複雑多様化する市民ニーズにより即した支援ができる足掛かりともなりました。
- ▷ 活動制限の緩和後も、地域の特性を生かした活動等の再開は徐々にされたものの、地域活動・ボランティア活動の自粛や、福祉施設でのボランティア受け入れが一部なくなる状況に陥りました。そのため、地域活動への参加者、担い手の双方の地域離れが進み、活動の空洞化や人と人とのつながりがこれまでに希薄化しました。
- ▶▶ 地域共生社会の実現や大規模災害時に備えて、地域活動が果たす役割は非常に大きく、「顔の見える関係性」を再構築し、地域住民の方々が主体となり、あらゆる世代が地域の中で居場所を持てるような活動を継続的に行うことができる仕組みが必要となっています。

複合的な課題の解決に向けて

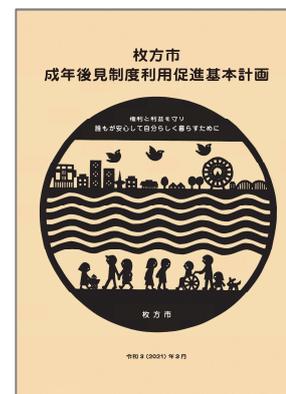
- ▷ 令和4年度に「重層的支援体制整備事業」が本格実施されたことに伴い、CSWを増員するとともに、多機関協働による重層的支援会議を開催し、開催回数は年々増加傾向にあります。
- ▶▶ 誰もが困った際に気軽に相談ができるように、相談窓口の周知及び相談方法の拡充を行うとともに、声をあげることができず孤立している方へのアプローチとして、地域住民等からの相談によるアウトリーチや複合課題を抱える方や世帯への連携支援を強化するなど、“誰ひとり取り残されない社会”に向けた取組を推進する必要があります。

今後の地域福祉について

- ▶▶ 福祉や地域活動の次世代の担い手となる子ども・若者も含め、あらゆる世代の福祉意識を向上し、尊重し合える意識を持ってもらえる取組が今後も求められています。また、地域福祉は住民や行政だけではなく、地域のあらゆる社会資源が相互に連携・協力することが重要です。すでにCSWと市内社会福祉法人が連携し商業施設で「福祉なんでも出張相談会」が実施されるなど、社会福祉施設や医療機関、教育機関、NPOなどが地域活動へ参画できる機会が設けられており、さらなる推進が重要となっています。

2 成年後見制度利用促進基本計画(第1期)の総括

「成年後見制度利用促進基本計画」は、令和3年度(2021年度)からの4年間を計画期間として、令和3年3月に策定しました。「権利と利益を守り誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」の基本理念のもと、「認め合い支え合う地域づくりのための体制整備」「制度利用者本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用」「制度利用者がメリットを実感できる制度運用への改善」の3つの基本目標を設定し、大きく4つの施策を展開しました。「枚方市地域福祉計画(第5期)」へ包含するにあたり、施策ごとの取組実績を抜粋し、総括を行います。



施策1 制度の理解促進

令和3年7月に成年後見制度利用促進を担う中核機関として、「こうけんひらかた」を開設し、制度の周知のほか、中核機関を中心とした連携ネットワークを構築・整備しました。成年後見制度に関する周知活動として「寸劇でわかる成年後見制度」を実施するなど、制度への理解が深まるよう、講演会等を実施しました。「こうけんひらかた」のホームページ開設により、遠方に住む親族からの電話相談なども増えつつあり、多様なツールによる制度の理解促進を図る中で、必要な方が制度利用につながるよう広報活動の充実を図りました。

施策2 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置

「広報啓発」「相談支援」「後見人支援」「地域でのネットワークづくり」の4つの機能を有する中核機関として、令和3年7月に「こうけんひらかた」を開設しました。また、弁護士会等の専門機関や相談機関、金融機関、地域関係団体等で構成する「地域連携ネットワーク協議会」を設置し、意見交換等を通じて、適切な権利擁護支援が行える取組を進めました。また、下部組織として相談支援部会を設置し、現場での取組状況の共有や情報連携の強化により、支援が必要な人の早期発見と支援につなげることができる体制づくりを図りました。

施策3 成年後見制度利用支援事業(助成制度)の拡大

令和3年度から成年後見制度利用における助成制度を拡充しました。それまでは市長申立てに限り、申立て費用と後見人等への報酬助成を行っていましたが、経済的な負担を理由に制度利用に至っていなかった方に対しても助成を可能にするなど、利用促進に向けた取組を行いました。

施策4 制度の担い手の確保及び能力の向上

今後の制度需要に対応するため、市民後見人養成をはじめ、フォローアップ研修の実施や新たな受任に向けた活動を推進しました。養成講座受講者から毎年市民後見人バンク登録に至っており、バンク登録者への定期的な情報紙の発行を開始することで、モチベーションの維持向上の取組を行いました。

受任している市民後見人については、専門相談や「こうけんひらかた」による支援を行うことで、本人の意思決定に基づく支援が行えるよう取組を進めました。

事業名称（抜粋）	実績
『市民後見推進事業』 成年後見制度が必要となった方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、金銭の管理や生活・医療・介護等に関する契約などを、市民の立場で行う後見活動の担い手である、市民後見人の育成を行いました。	新規登録者数 R 2： 3人 R 3： 4人 R 4： 8人 R 5： 3人
『成年後見制度利用支援事業』 成年後見市長申立てを行う際、制度を円滑に利用できるよう、審判請求に係る経費の全部または一部を助成。また、生活保護受給者等、後見人への報酬の支払いが困難な被後見人に対し支援金を交付する「成年後見制度利用支援金交付事業」を行いました。	交付件数 R 2： 5件 R 3： 15件 R 4： 20件 R 5： 37件

成年後見制度利用促進基本計画（第1期）の総括

ひらかた権利擁護成年後見センターの開設を経て

▶▶ 令和3年7月に成年後見制度利用促進を担う中核機関として開設以降、身近な成年後見制度をはじめとした権利擁護に関する相談窓口として、寄せられた相談に対して丁寧に対応し、ご本人の意思決定支援等を行ってきました。

相談内容によっては、ご本人に寄り添った課題解決策を検討し、解決に導けるような制度運用が求められます。今後も、地域における様々な分野・主体が関わる包括的なネットワークにしていくために、重層的支援体制整備事業などを活用し、多機関連携を深める必要があります。

成年後見制度利用における助成制度

▶▶ 令和3年度から助成制度を拡充し、利用促進に向けた取組を行ってきました。様々な理由で制度利用につながらない方が取り残されることのないよう、引き続き制度の周知を行います。

権利擁護支援策の在り方について

▶▶ 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画のもと、国が新たに令和6年に設置した「地域共生社会の在り方検討会」において、成年後見制度の見直し検討や、成年後見制度以外の新たな権利擁護支援策の検討などが進められており、市としても動向を見ながら検討していく予定です。

1 人口統計からみる少子高齢化の現状

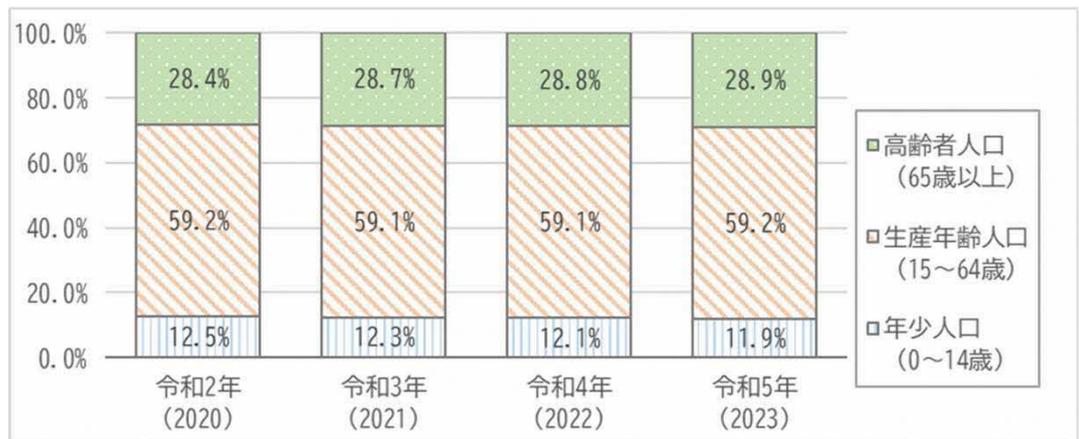
(1)人口の動向

本市の人口は減少傾向で推移しています。年齢3区分の構成比を見ると、年少人口割合の減少、高齢者人口割合の増加が続いており、少子高齢化の進行が見られます。

■年齢3区分別人口の推移(資料:枚方市統計書 各年10月1日)



■年齢3区分別人口構成比の推移(資料:枚方市統計書 各年10月1日)

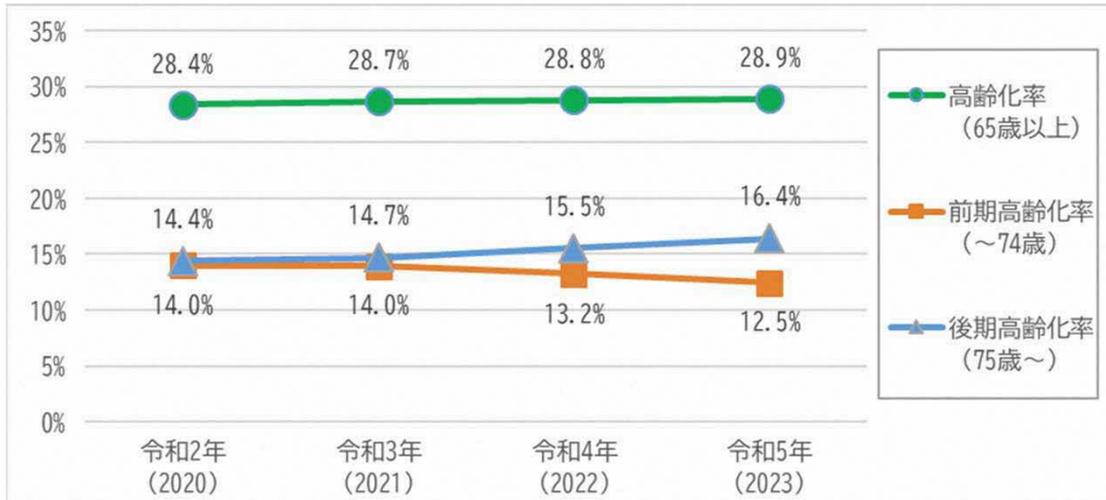


※四捨五入による丸め誤差があるため、値の合計は100%にならないことがあります。

(2)高齢者に関する動向

本市の後期高齢化率は上昇が続き、令和2年以降、高齢者の半数以上が後期高齢者となっています。

■高齢化率の推移(資料:枚方市統計書 各年10月1日)



(3)子どもに関する動向

国や府での合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す指標）の数値が下がる中、本市における数値は1.2台で推移しています。

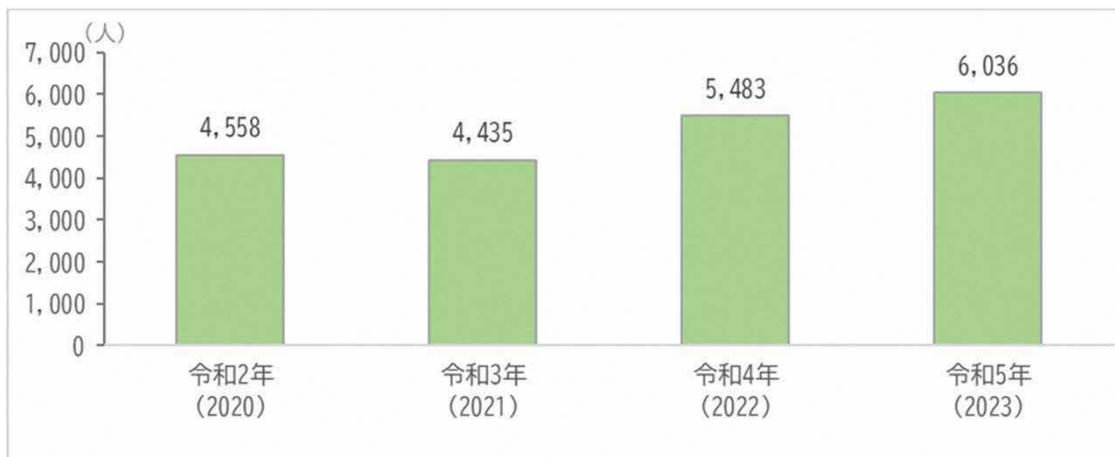
■合計特殊出生率の推移(資料:人口動態統計、枚方市統計書各年10月1日)



(4)外国人に関する動向

本市の外国人人口は増加傾向にあり、令和5年に6,036人と、令和2年から1,478人増となっています。

■外国人人口の推移(資料:市民課)

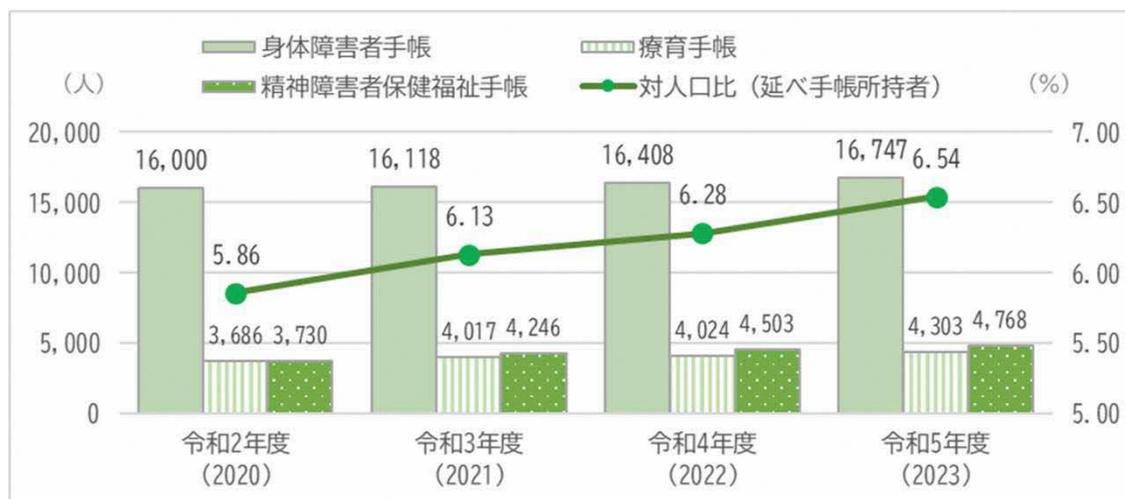


2 制度利用者数からみる生活課題を抱える人の現状

(1) 障害者に関する動向

本市の障害者の各手帳所持者数を見ると、いずれも近年増加が続いており、延べ手帳所持者数の人口に対する比率は上昇しています。

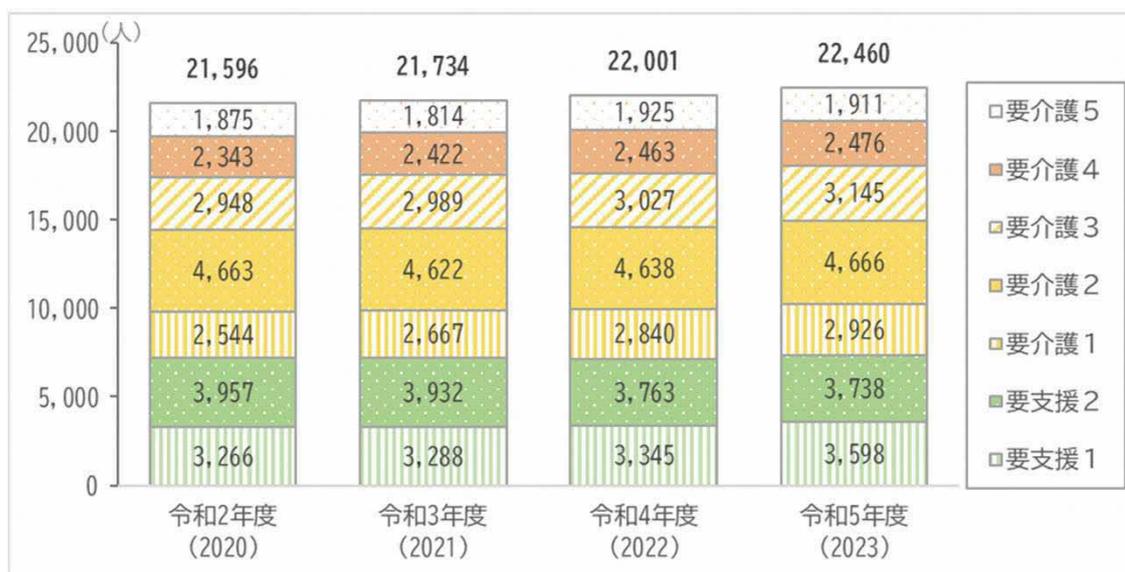
■手帳所持者数の推移(資料:障害支援課)



(2) 要支援・要介護者に関する動向

本市の要支援認定者数、要介護認定者数は増加傾向で推移しています。要介護2が最も多く、次いで要支援2、要支援1が多い傾向にあります。

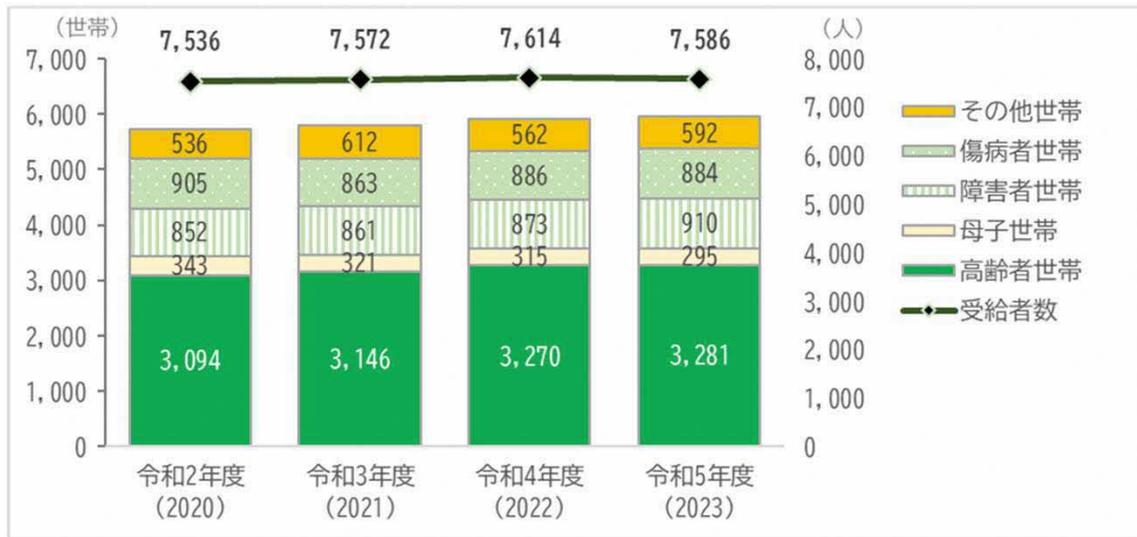
■介護度別・要支援・要介護者数の推移(資料:介護認定給付課)



(3)生活保護に関する動向

本市で生活保護を受けている人は、近年7,500人前後と横ばいで推移しており、高齢者世帯が全体の世帯数の半数以上を占めます。

■生活保護受給者数と世帯類型別世帯数の推移(資料:生活福祉課)



(4)児童扶養手当に関する動向

本市における児童扶養手当の受給者数は減少傾向で推移し、令和5年度は2,790人となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移(資料:医療助成・児童手当課)



3 その他の課題について統計からみる現状

(1)自殺に関する動向

全国や大阪府と同様、本市の自殺死亡率は、令和元年まで概ね減少していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大が始まった令和2年から、継続して増加傾向にあります。

■自殺死亡率の推移(資料:「地域における自殺の基礎資料」厚生労働省)



(2)再犯に関する動向

大阪府で令和5年に犯罪をして検挙された者のうち、再犯者の割合は48.6%と、全国平均より高い傾向です。

■刑法犯検挙者数の再犯者数及び再犯者率(資料:大阪府)



4 地域を取り巻く現状

(1)自治会加入の状況

本市における全世帯の自治会等加入率は、近年、65%前後で微減の傾向で推移しており、令和5年度には64.4%となっています。

■自治会等加入率の推移(資料:市民活動課)



(2)大学生の状況

本市には大阪歯科大学、関西医科大学、関西外国語大学、摂南大学、大阪工業大学の5つの大学があります。学生数はこの4年間で増加しています。

■市内の大学の学生数の推移(資料:枚方市統計書 各年10月1日)



(3)NPO法人の状況

市内のNPO法人数は減少傾向です。活動分野は「保健・医療・福祉」が一番多く、次いで「子ども健全育成」が多くなっています。

■NPO法人数の推移(資料:市民活動課)



■令和5年度NPO法人の内訳

活動分野	法人数
保健・医療・福祉	70
子ども健全育成	36
まちづくり	35
連絡助言	34
社会教育	34
学術・文化・芸術・スポーツ	22
職業能力・雇用機会	21
環境保全	19
人権の擁護・平和の推進	11
経済活動	9
地域安全	9
国政協力	6
その他	33

※活動分野は複数カウントのため合計が総法人数を上回ります。

(4)ボランティア団体の状況

枚方市社会福祉協議会が運営している「枚方市ボランティアセンター」に登録しているボランティア団体数は、新型コロナウイルス感染症拡大が始まった令和2年度から令和3年度にかけて減少しました。令和5年度は「演芸・文化・健康」に関する団体が最も多く登録されています。

■枚方市ボランティアセンターの登録ボランティア団体数の推移(資料:枚方市社会福祉協議会)



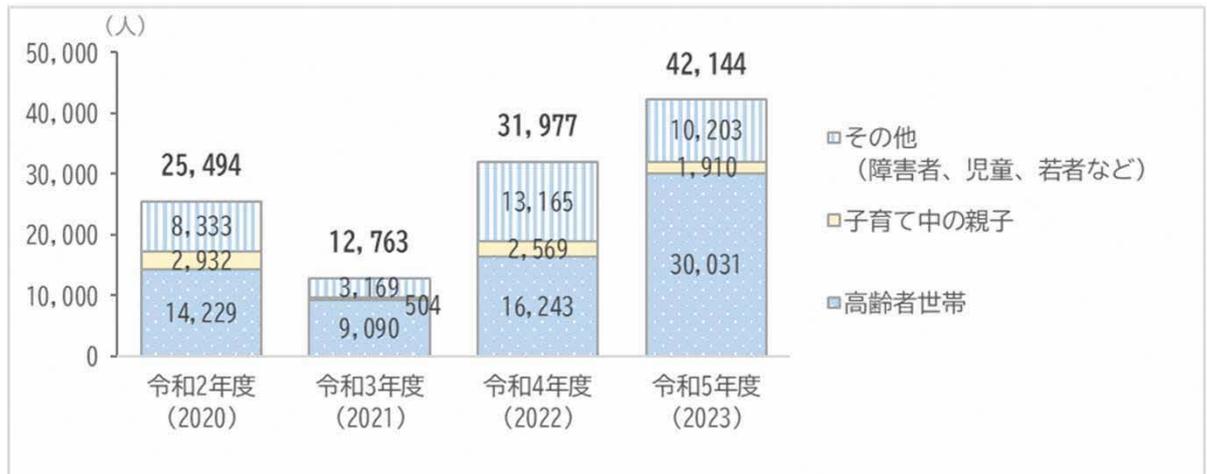
■令和5年度ボランティア団体の内訳

区分	団体数
演芸・文化・健康	66
点字・音訳・朗読	8
手話・字幕	6
施設・住宅支援	3

(5) 校区福祉委員会の活動状況

校区福祉活動参加者数は、令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、サロン活動の休止が相次ぎ、減少しましたが、令和4年度以降は増加傾向にあります。

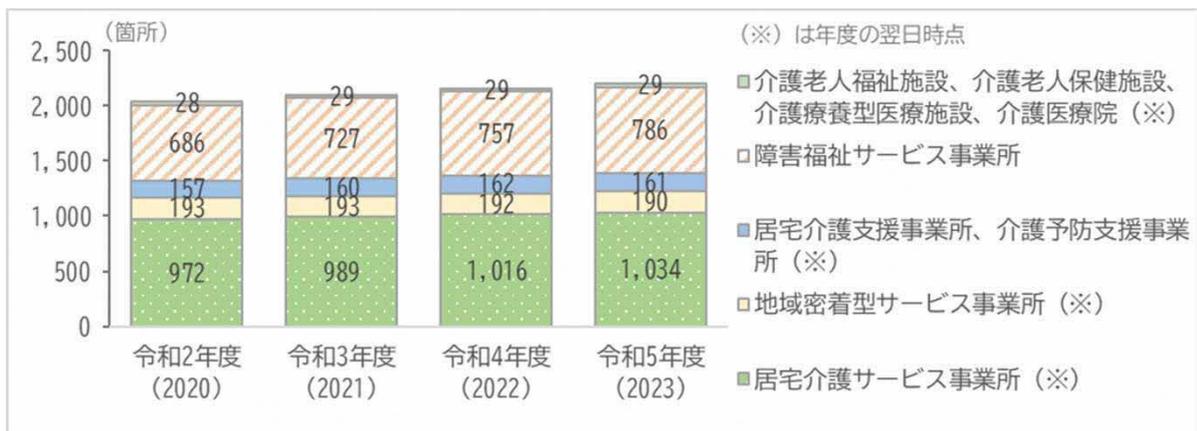
■ 校区福祉活動延べ参加者人数の推移(資料:健康福祉総合相談課)



(6) 福祉事業所(障害福祉・介護保険)数

市内の福祉事業所は「居宅介護サービス事業所」が最も多く、次に「障害福祉サービス事業所」が多くなっています。どちらの事業所も増加傾向です。

■ 福祉事業所(障害福祉・介護保険)数の推移(資料:福祉指導監査課)



5 主な相談機関における相談の状況

(1)CSW(コミュニティソーシャルワーカー)への相談

市内2か所に設置している「いきいきネット相談支援センター」のほか市内24か所（令和6年4月時点）で開催する出張相談会でCSWによる相談をお受けしています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により相談件数は変動していますが、令和5年度から再び増加しています。また、相談内容としては、年度を通して「生活に関する身近なもの」が多くを占めています。

■コミュニティソーシャルワーカー相談延べ件数の推移
(資料:健康福祉総合相談課)



■令和5年度相談内容

相談内容	件数
生活に関する身近なもの	1,990
福祉制度・サービス	1,699
生活費	1,036
健康・医療	916
地域福祉ボランティア	804
住宅・家探し	683
家族関係	326
食料支援	274
子育て・子どもの教育	271
ひきこもり・不登校	257
近隣・地域との関係	193
就労	181
債務・家賃・ローン	180
財産管理・権利擁護	179
DV・虐待	111
介護	54
仕事上のトラブル	19
消費者被害	11
人権・差別	6
その他	279
計	9,469

(2)健康福祉なんでも相談

新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の自粛から資金貸付制度等への相談件数が増加し、令和2年度～3年度は5,000件以上の相談がありました。令和4年度以降は3,000件台の相談件数となっています。

■健康福祉なんでも相談 相談延べ件数の推移(資料:健康福祉総合相談課)



(3)地域包括支援センターへの相談

市内13か所の地域包括支援センターで受けている相談延べ件数は、令和2年度から増加しています。相談内容は「介護・医療相談」が過半数を占めます。

■地域包括支援センター相談延べ件数の推移(資料:健康づくり課)



■令和5年度 相談内容

相談内容	件数
介護・医療相談	17,556
一般相談 ※1	3,624
予防給付相談	3,578
介護予防相談	1,922
困難事例相談 ※2	1,724
介護給付相談	1,534
認知症に関する相談	1,241
施設等入所相談	468
虐待相談	309
成年後見相談	275
消費者被害相談	69
計	32,300

※1 ほかの項目に該当しない相談

※2 多職種・他機関の連携が必要な相談

(4)障害者相談

市内7か所の基幹相談支援センター・障害者相談支援センターで受けている障害者相談の相談延べ件数は、14,000件前後で推移しており、令和5年度は13,400件となっています。相談内容は「福祉サービス」が最も多く、「生活技術」「健康・医療」などが続いています。

■障害者相談 相談延べ件数の推移(資料:障害企画課)



■令和5年度 相談内容

相談内容	件数
福祉サービス	4,316
生活技術	1,954
健康・医療	1,726
家族関係・人間関係	1,523
家計・経済	1,106
不安の解消・情緒安定	981
就労	625
障害や病状の理解	519
社会参加・余暇活動	334
権利擁護	141
保育・教育	86
その他	89
計	13,400

(5) ひらかた権利擁護成年後見センターへの相談

ひらかた権利擁護成年後見センター「こうけんひらかた」への相談件数は令和3年に開設以降毎年増加しています。相談内容は「成年後見に関すること」が最も多く、「申立てに関すること」「財産管理関係」が続いています。

■ひらかた権利擁護成年後見センターへの相談延べ件数の推移
(資料:健康福祉総合相談課)



■令和5年度 相談内容

相談内容	件数
成年後見に関すること	517
申立てに関すること	176
財産管理関係	89
任意後見に関すること	83
チーム支援	68
権利擁護関係	52
福祉制度・サービス関係	32
身上保護関係	31
DV・虐待関係	1
その他	77

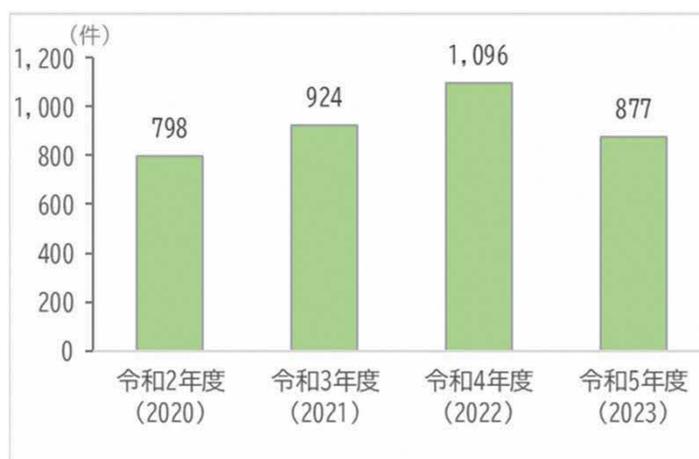
※令和3年度は7月から相談開始

※相談内容は複数カウントのため
合計が延べ相談件数を上回ります。

(6) ひとり親相談

まるっと子どもセンターが行うひとり親相談では、ひとり親や離婚前の方のさまざまな不安を受け止めるとともに、各種制度の情報提供など自立にむけた相談に応じています。相談件数は毎年900件前後となっています。

■ひとり親相談 相談延べ件数の推移(資料:まるっと子どもセンター)



(7)家庭児童相談等

まるっとこどもセンターが行う家庭児童相談及び虐待対応相談の延べ件数は増加傾向で、令和5年度は 51,818件となっています。特に虐待対応相談件数については年々増加し、令和2年度と比較すると令和5年度は約1.5倍の実績となりました。

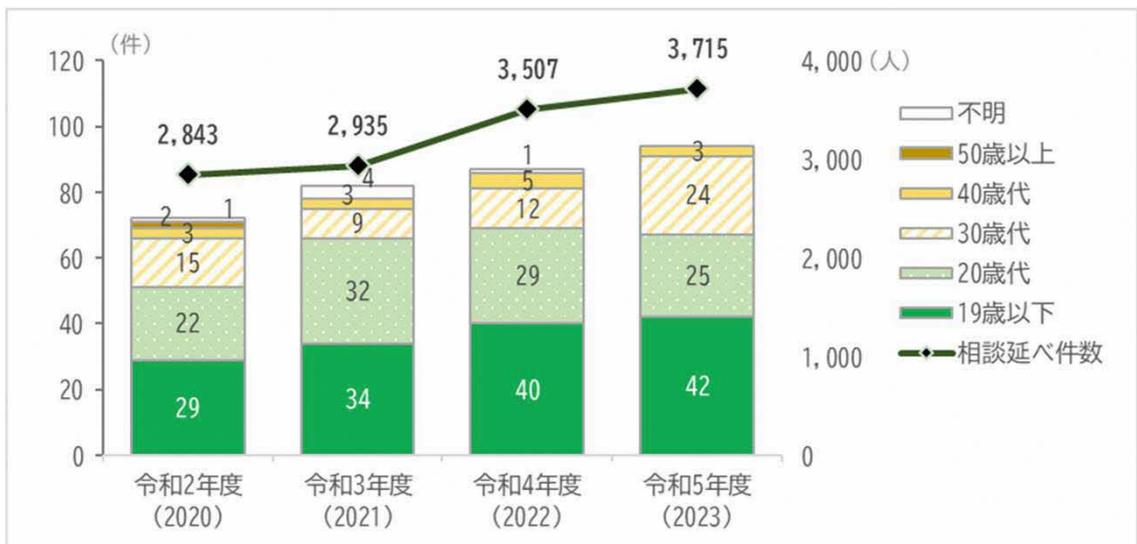
■家庭児童相談 延べ件数の推移(資料:まるっとこどもセンター)



(8)ひきこもり等・子ども若者相談

まるっとこどもセンターが行うひきこもり等・子ども若者に関する相談延べ件数は、令和2年度から増え続けています。各年度における新規相談の年齢別内訳をみると、19歳以下と30歳代の相談件数が増えています。

■ひきこもり等・子ども若者相談 延べ件数・新規相談年齢別内訳の推移 (資料:まるっとこどもセンター)



(9)こころの健康相談

保健所が行うこころの健康相談では、電話、面談、訪問等による相談延べ件数は、令和3年度以降5,000件台で推移しています。

また、自殺予防対策事業として実施している「電話相談事業（ひらかたいのちのホットライン）」においても相談件数は増えており、令和5年度に1,281件の相談がありました。

■こころの健康相談 相談延べ件数の推移(資料:保健医療課)



■ひらかたいのちのホットライン 相談延べ件数の推移(資料:保健医療課)



(10) 民生委員・児童委員への相談

民生委員・児童委員への相談延べ件数は、横ばい傾向であり、相談内容は「日常的な支援」が最も多くなっています。

■ 民生委員・児童委員 相談延べ件数の推移(資料:健康福祉政策課)



■ 令和5年度 相談内容

相談内容	件数
日常的な支援	2,716
子どもの地域生活、教育・学校生活	1,269
住居・生活環境	1,011
健康・保健医療	433
生活費、年金・保険、仕事	393
介護保険	355
住宅福祉	349
家族関係	322
子育て・母子保健	191
その他	3,544
計	10,583

アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、生活上の課題や地域での活動についてなど、地域福祉に関する市民の意識や現状などを把握するため、市民意識調査として『「地域福祉」に関する市民アンケート調査』を次のとおり実施しました。

① 調査対象

本市に在住の18歳以上の方 3,000人を無作為抽出

② 調査方法

郵送またはアンケート専用サイト（Logoフォーム）

③ 調査期間

令和6年1月18日から2月16日

④ 回収結果

- ・配布数 3,000人
- ・有効回答数 1,356人（有効回答率45.2%）

⑤ 調査項目

- （1）回答者ご自身のことについて
- （2）お住まいの地域での生活について
- （3）地域活動やボランティア活動について
- （4）防災の取組について
- （5）成年後見制度について
- （6）再犯防止について
- （7）これからの地域福祉について

図表中の表示等について

- n（number of case）は、有効標本数（集計対象者総数）を表します。
- 図表の右上または右下の（）で質問形式を次のように表します。
 - ・MA%：選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する質問
 - ・3LA%：選択肢の中からあてはまるものを3つまで選択する質問
 - ・特に断りがない%：選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する質問
- 四捨五入による丸め誤差があるため、値の合計は100%にならないことがあります。

(1)回答者ご自身のことについて

問1 あなたの性別について(○は1つ)

【性別】	女性	男性	回答しない	男性、女性では 答えられない	無回答
(%) (n=1356)	58.0	39.5	1.8	0.2	0.6

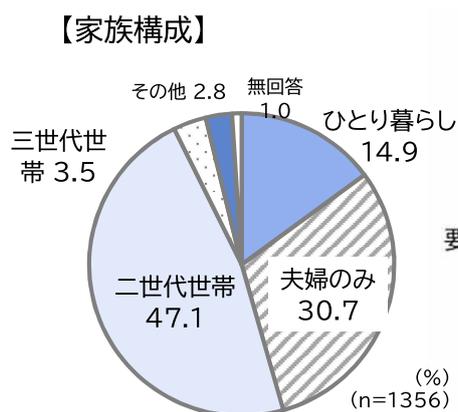
問2 あなたの年齢について(○は1つ)

【年齢】	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	無回答
(%) (n=1356)	6.9	10.0	12.6	17.1	15.6	22.8	14.5	0.6

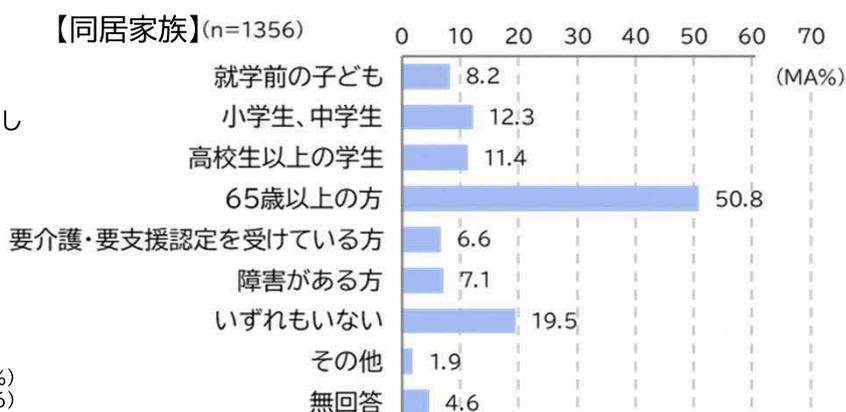
問3 現在のあなたの職業について(○は1つ)

【職業】	自営業(農業 を含む)	正社員・フル タイム勤務	パートタイム 勤務・アルバ イト	学生	家事専業	無職(学生、家 事専業を除 く)・求職中	その 他	無回 答
(%) (n=1356)	5.2	28.3	16.2	2.8	22.1	17.8	6.3	1.3

問4 現在同居されている家族構成につ
いて(○は1つ)



問5 同居家族の中に、次のような方はいま
すか。(○はいくつでも) ※本人含む



問6 あなたは、枚方市内のどちらにお住まいですか。(町名記述を集計)

【居住地域】	北部地域	中部地域	東部地域	南部地域	無回答
(%) (n=1356)	26.0	19.5	22.3	29.6	2.5

問7 現在のお住まいについて、どれにあてはまりますか。(○は1つ)

【居住形態】	持ち家(一戸 建て)	持ち家(分譲 マンション)	借家(一戸建 て)	借家(賃貸マ ンション)	公的住宅(市 営・府営)	その他	無回答
(%) (n=1356)	64.5	15.4	2.1	10.5	4.3	2.2	1.0

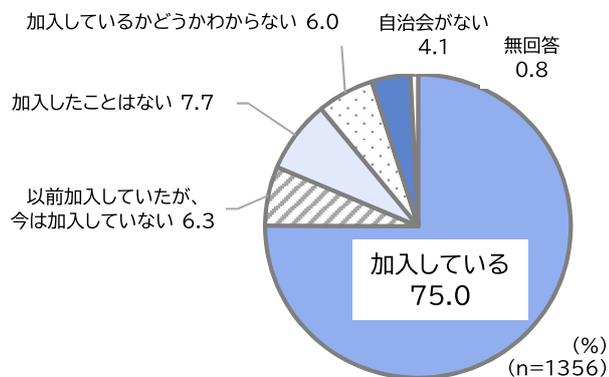
問8 現在のお住まいに住んで何年になりますか。(○は1つ)

【居住年数】	1年未満	1~2年	3~5年	6~10年	11~20年	21年以上	無回答
(%) (n=1356)	2.7	4.9	8.3	8.7	23.5	51.2	0.7

(2)お住まいの地域での生活について

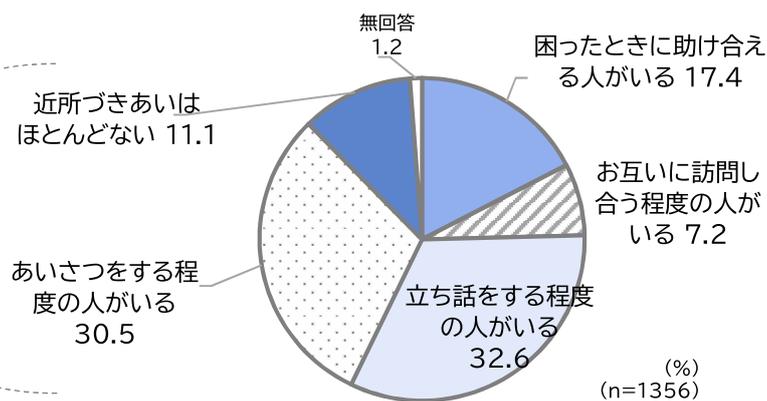
問9 あなたの世帯の自治会への加入状況について、どれに当てはまりますか。(○は1つ)

【自治会への加入状況】



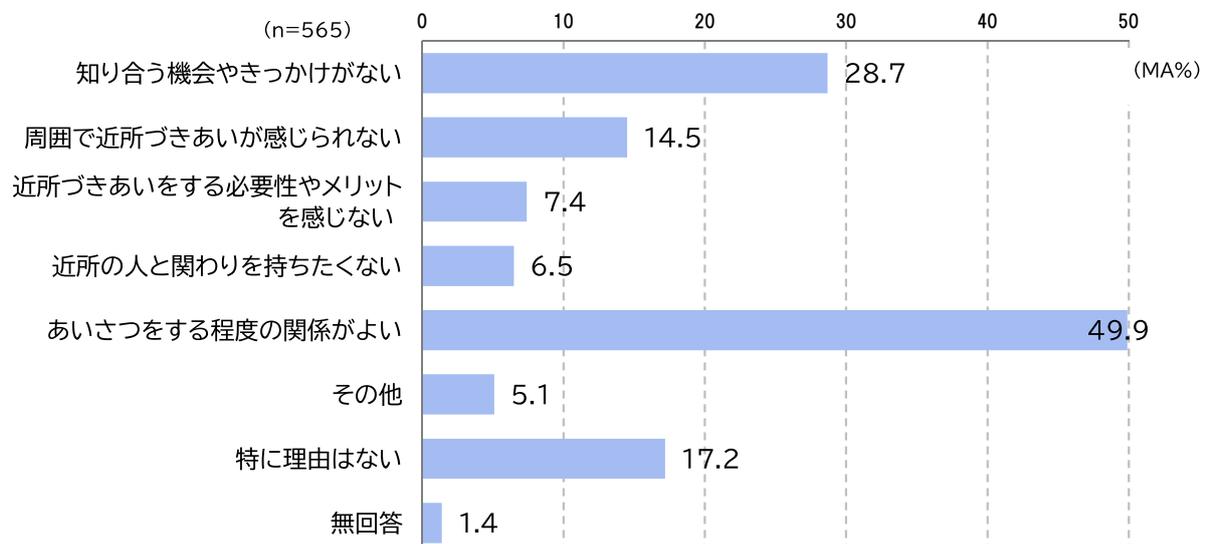
問10 あなたはふだん、近所の方との程度おつきあいをしていますか。(○は1つ)

【近所づきあいの程度】

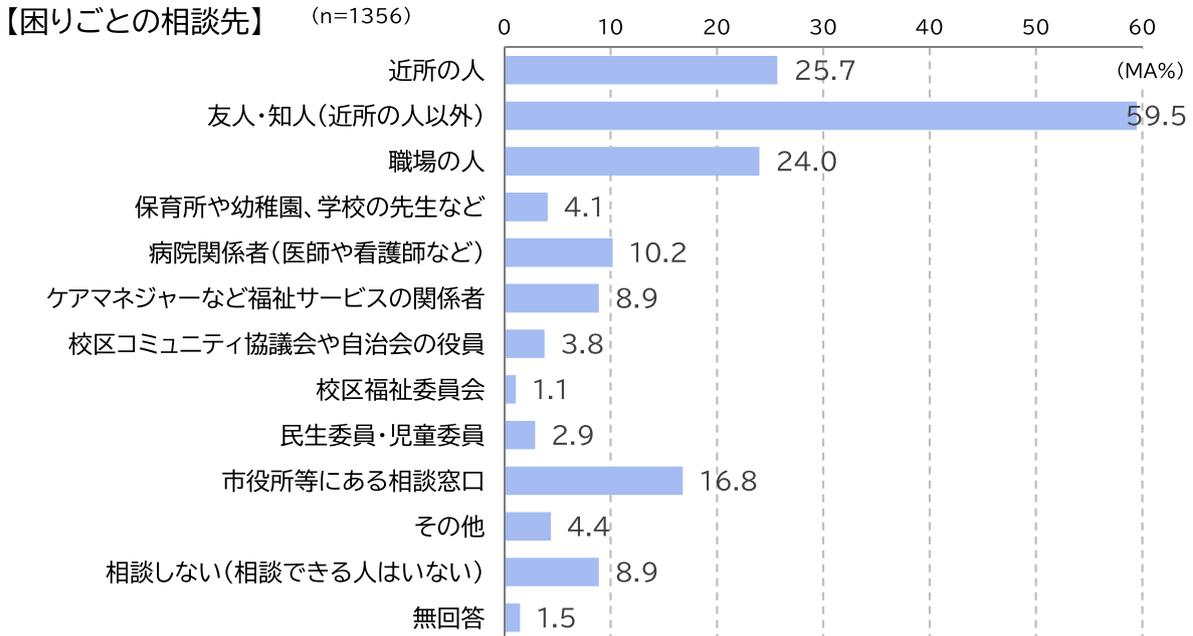


問10-1 そうお答えになった理由は何ですか。(○はいくつでも)

【近所づきあいをしていない理由】



問11 日々の生活において特に困ったことがあった場合、あなたは、家族や親戚以外では、だれ(どこ)に相談をしますか。(〇はいくつでも)



問12 もしも、身近に次の〔1〕～〔7〕のようなことがあった場合、あなたはどこに連絡・相談しようと思いますか。(「連絡・相談する先」については〇はそれぞれいくつでも)

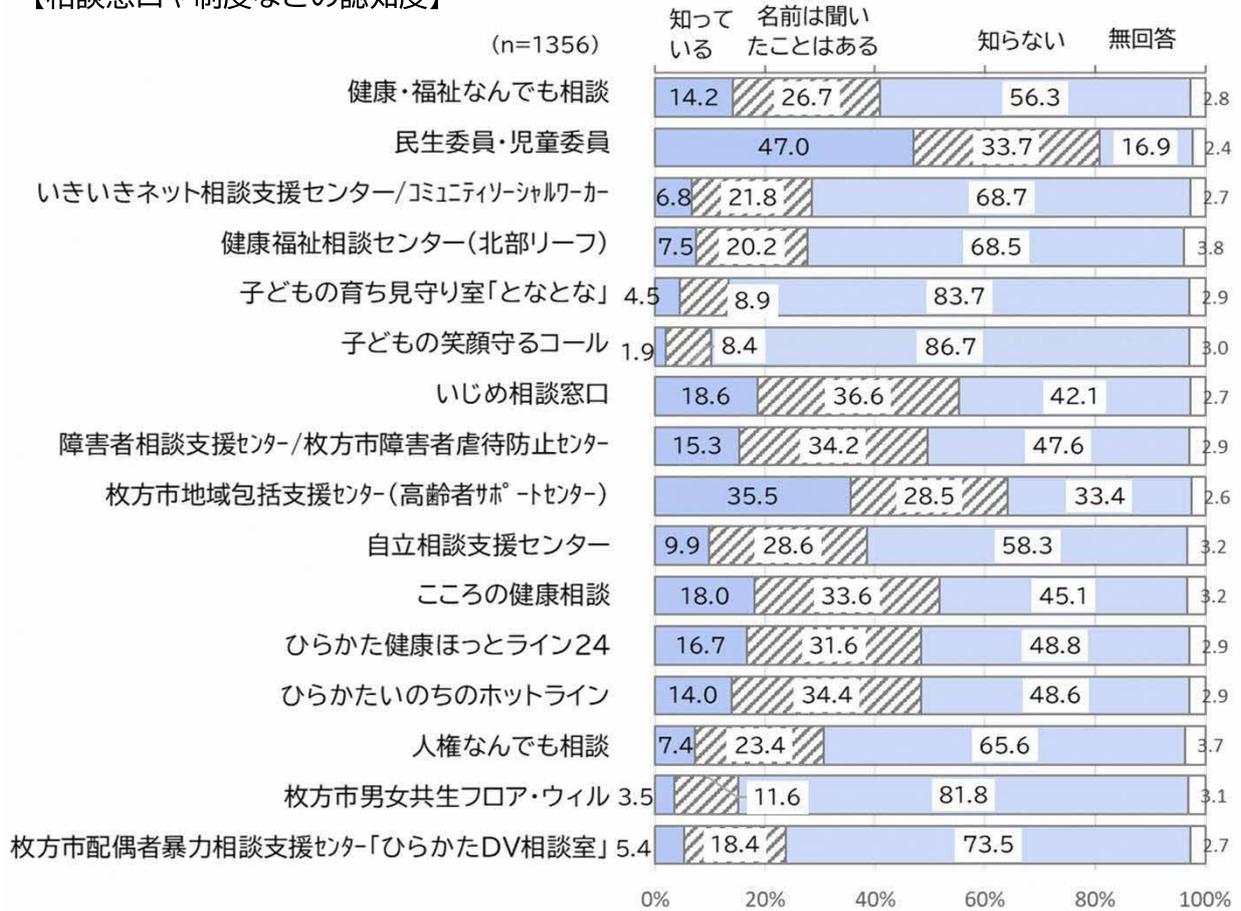
【場面別の通報先】

場面	連絡・相談する先							連絡・相談する計	いどこに相談しないらしい	で誰かがするとは思わないの	他人が連絡・相談しない	無回答
	治イ校委民祉協枚支談市警警察・	会イ区員生委議方援所役	協コミユ二自	員生委員・児童	員生委員・児童	議方市社校区福祉	方援所・地域包括					
各n=1356												
〔1〕 近所で子どもが虐待を受けているのではないか	10.3	15.0	3.0	41.9	45.1	2.9	83.9	8.6	2.3	1.7	3.7	
〔2〕 近所でお年寄りが虐待を受けているのではないか	9.7	14.6	9.3	28.8	45.9	2.7	80.5	11.1	2.4	2.0	4.3	
〔3〕 近所でひとり暮らしのお年寄りをしばらく見かけないが、家の中で倒れているのではないか	17.6	15.2	3.6	13.3	46.7	4.3	77.9	11.3	3.8	2.7	4.6	
〔4〕 認知症だと思われるお年寄りが徘徊している	10.4	10.6	4.8	13.0	64.0	2.4	84.6	6.9	3.0	1.5	4.2	
〔5〕 障害や病気、経済的問題など、何らかの困難を抱えた家庭があり、地域から孤立しているようで心配だ	11.9	17.5	11.1	26.6	7.9	1.6	59.4	23.6	5.0	7.9	4.9	
〔6〕 不審な人が学校周辺や地域をうろついている	10.4	2.1	0.9	3.6	84.6	2.7	90.3	2.9	2.1	0.8	4.2	
〔7〕 近所の人DVを受けているのではないか	7.0	6.3	2.6	13.3	54.7	2.3	71.7	16.2	3.7	4.1	4.9	

(MA%)

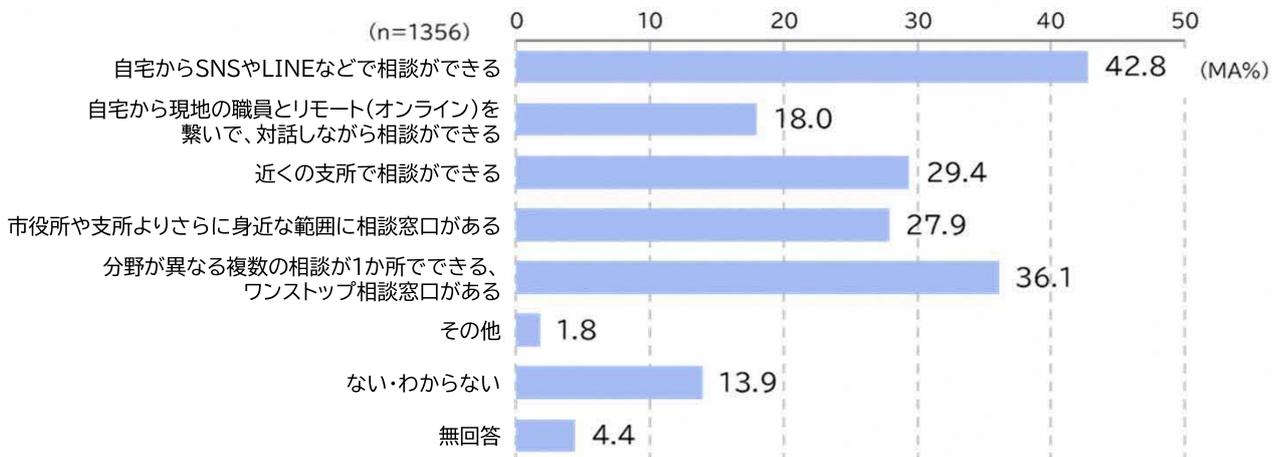
問13 次の相談窓口や制度などについて、あなたが知っているものはありますか。
(〇はそれぞれ1つずつ)

【相談窓口や制度などの認知度】



問14 前の質問にあるような相談窓口で相談したい時に、あったら便利と思うしくみはありますか。(〇はいくつでも)

【あったら便利と思うしくみ】



(3) 地域活動やボランティア活動について

地域活動:

このアンケートでは、地域で開催される夏祭りや清掃活動などのイベントに参加し、地域でのさまざまな世代の方々とのつながりを持つことや自治会の活動など地域が抱える課題解決への取組を行うことなどを指します。

ボランティア活動:

このアンケートでは、自分の興味や関心、自分の時間や生活に合わせて参加できる活動のことを指します。有償・無償は問いません。

問15 以下の選択肢にあるような、地域活動やボランティア活動への参加の状況についてお聞きします。どの程度参加されているかをそれぞれお知らせください。(○は1つずつ)

【地域活動等の参加状況】

	毎週 参加し	毎月 参加し	年に 数回 参加	参加 して い	無 回 答
各n=1356					
(1) 校区コミュニティ協議会・自治会の活動やお手伝い(地域行事やお祭りなどのイベント)	0.5	2.4	27.3	66.2	3.6
(2) 高齢者への支援活動(声かけ等の見守り活動やサロンなど)	0.4	1.5	2.4	91.7	4.0
(3) 子どもへの支援活動(声かけ等の見守り活動や子ども食堂など)	0.4	0.6	3.5	91.7	3.8
(4) 保育・子育てに関する活動(一時預かりや交流会)	0.2	0.4	1.7	93.8	3.8
(5) 障害のある方への支援活動(交流会や手話通訳、点訳など)	0.2	0.5	1.0	94.3	4.0
(6) サークル活動などへの支援、指導	0.7	1.2	2.4	91.4	4.2
(7) 道路や公園などの清掃活動	0.4	1.3	22.4	72.3	3.6
(8) 防災、防犯、交通安全などの活動(パトロールなど)	0.2	1.0	9.4	85.2	4.2
(9) その他	0.5	0.6	1.6	47.2	50.1
(1) ~ (9) のいずれか参加している活動がある	42.8				(MA%)

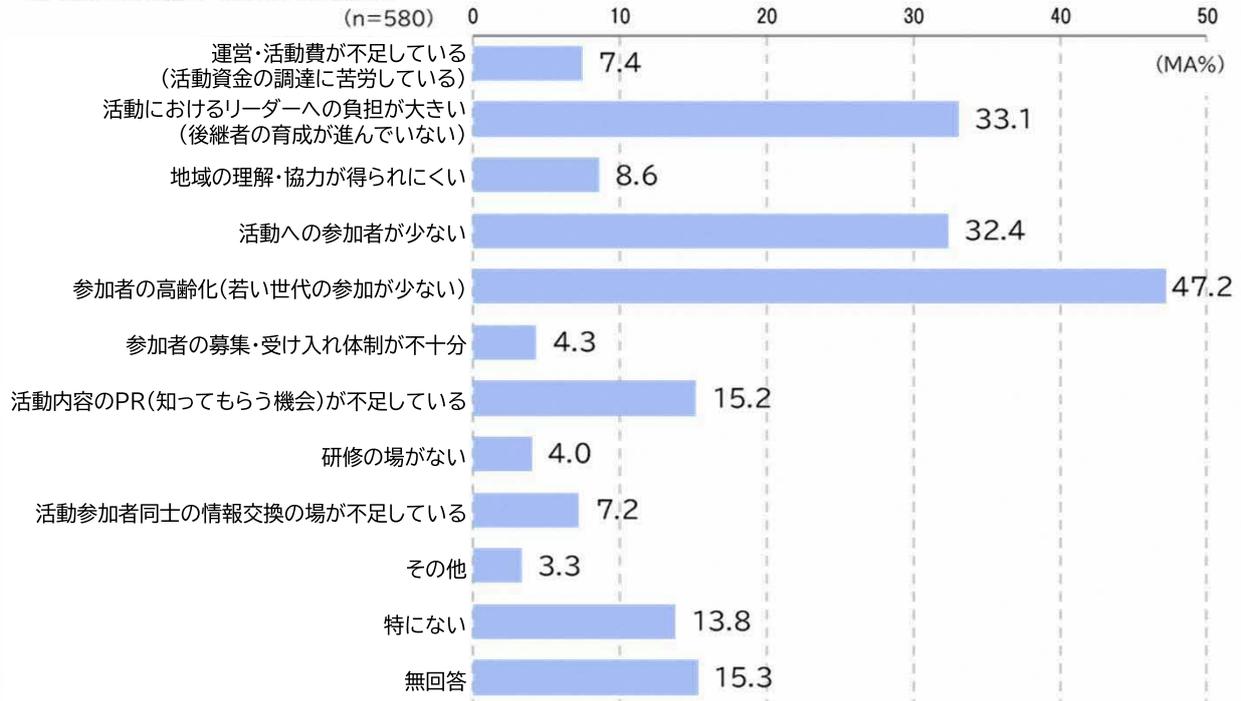
問15-1 実際に活動に参加してみて、よかったと思えることは何ですか。(○はいくつでも)

【活動に参加してよかったと思えること】



問15-2 活動に参加するなかで、現状の課題としてどういったことを感じますか。
(〇はいくつでも)

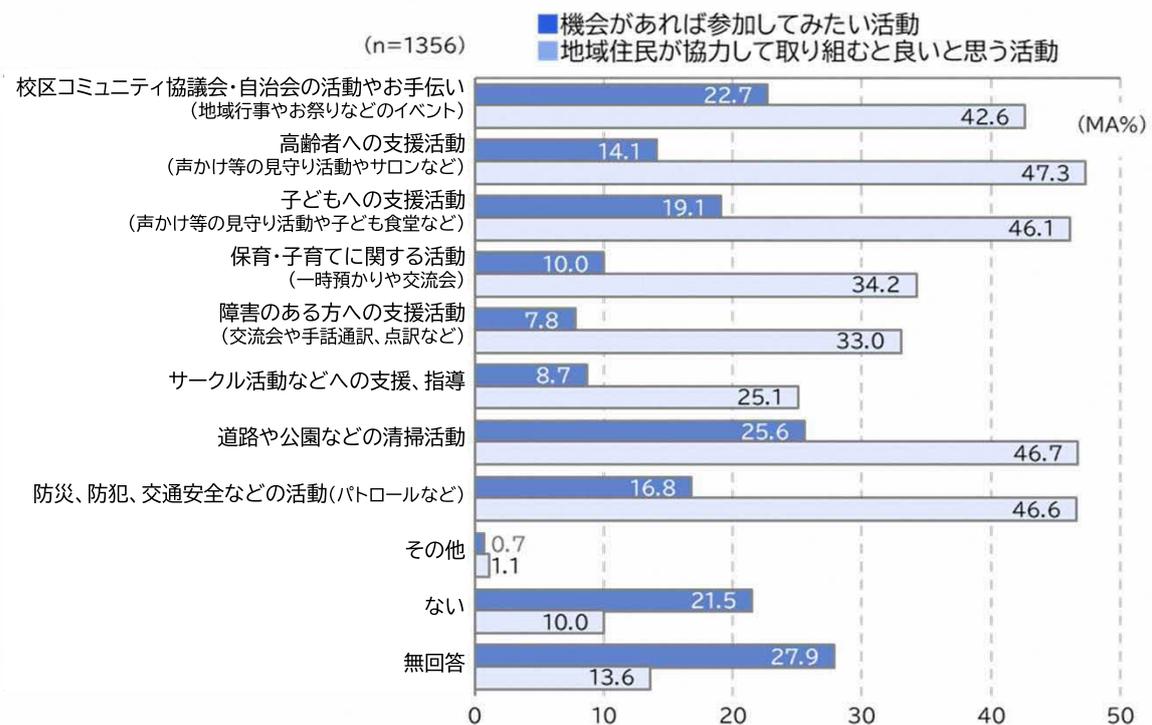
【活動に参加して感じた課題】



問16 以下の選択肢にあるような、地域活動やボランティア活動について、あなたのお考えをお聞きます。(〇はいくつでも)

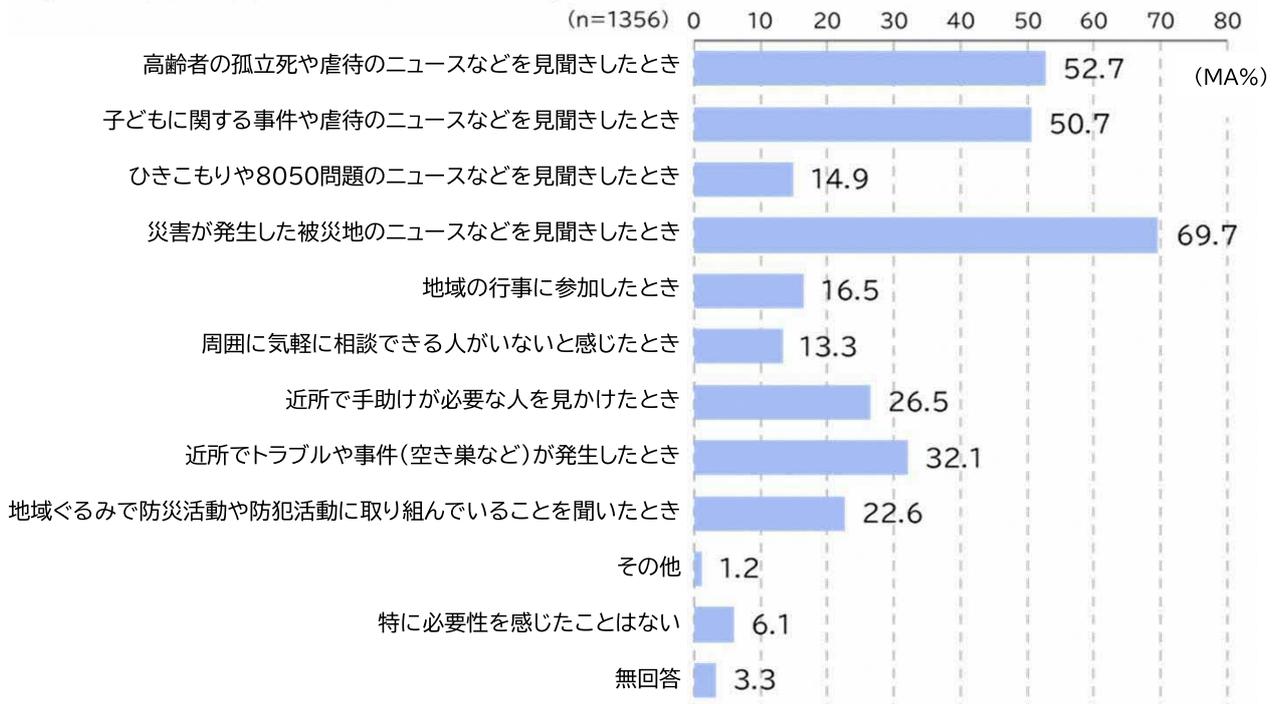
- ①参加しているかどうかに関わらず、今後機会があれば参加してみたい活動
- ②あなたが参加したいかどうかに関わらず、地域住民が協力して取り組むと良いと思う活動

【活動してみたい活動と、住民が取り組むべき活動】



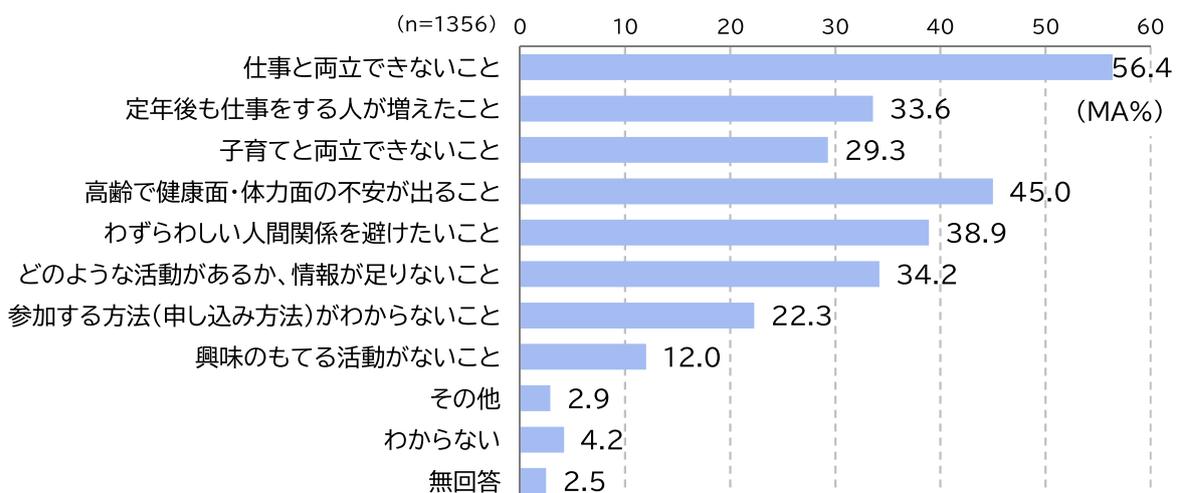
問17 あなたが、「地域の関わり合いが必要だ」と感じるのはどのようなときですか。
(〇はいくつでも)

【地域の関わり合いが必要と感じるとき】



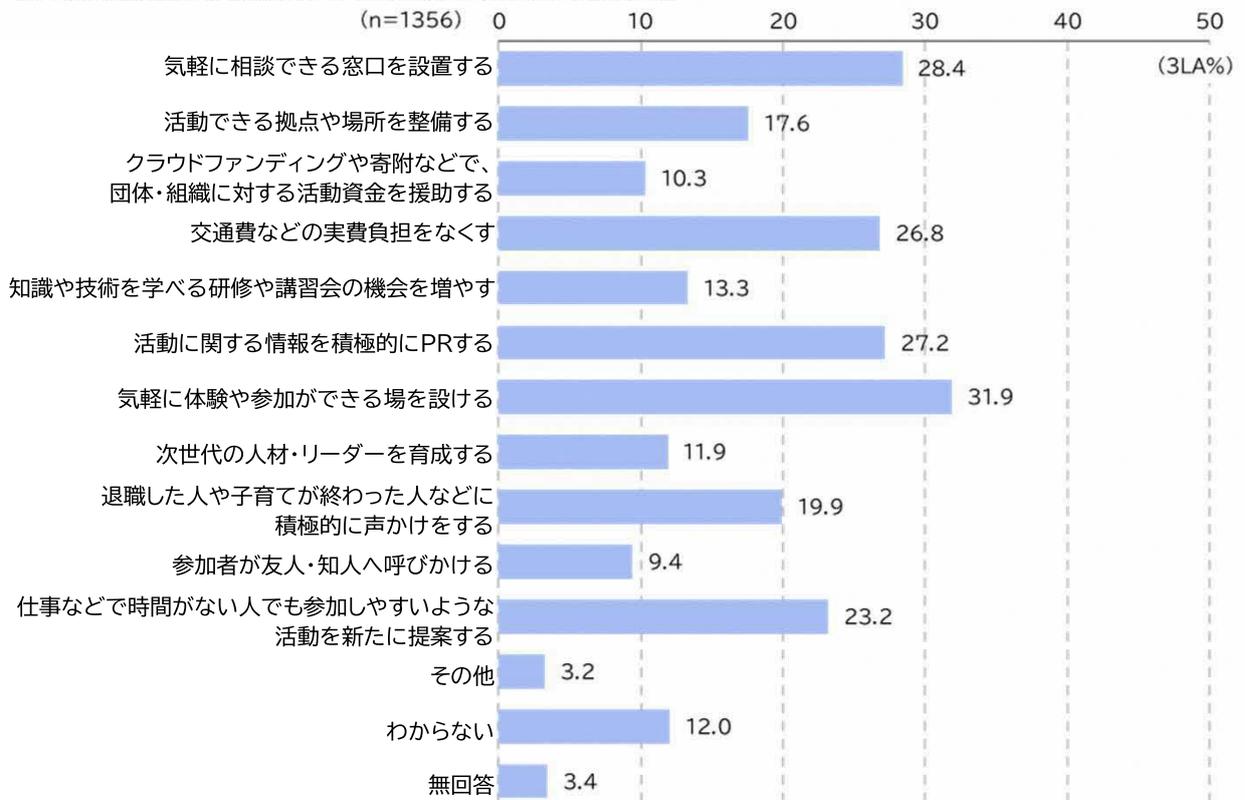
問18 地域活動やボランティア活動の担い手不足が問題となっていますが、その原因になっていると思うことをお知らせください。(〇はいくつでも)

【地域活動やボランティア活動の担い手不足の原因】



問19 地域活動やボランティア活動に参加する人を増やすため、特にどういったことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

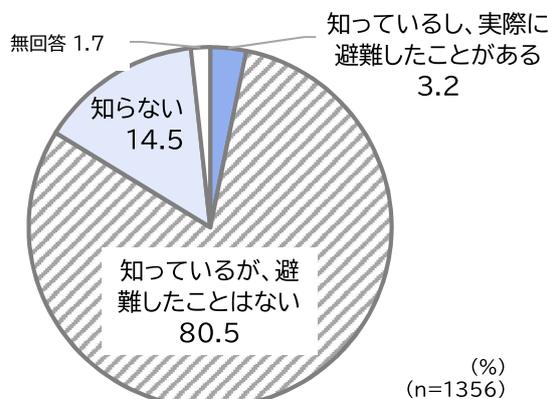
【地域の活動が活発なものとなるために必要なこと】



(4) 防災の取組について

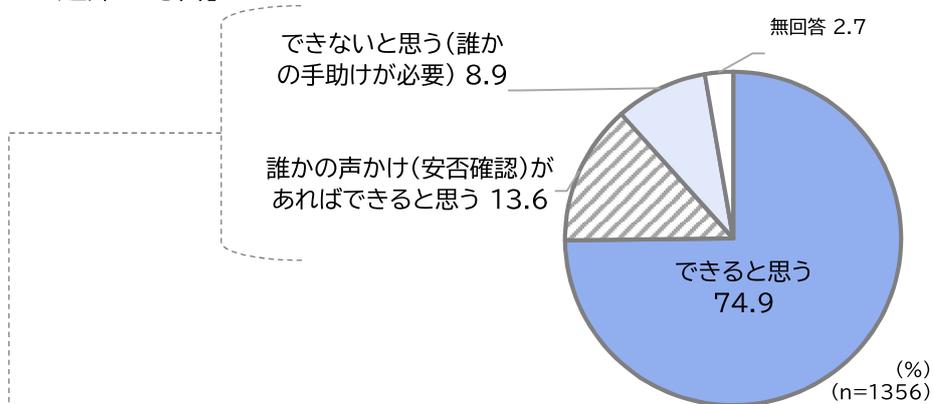
問20 地震や風水害などの自然災害が起こったとき、自分自身がどこに避難すればいいか知っていますか。(〇は1つ)

【災害時の避難先の認知度】



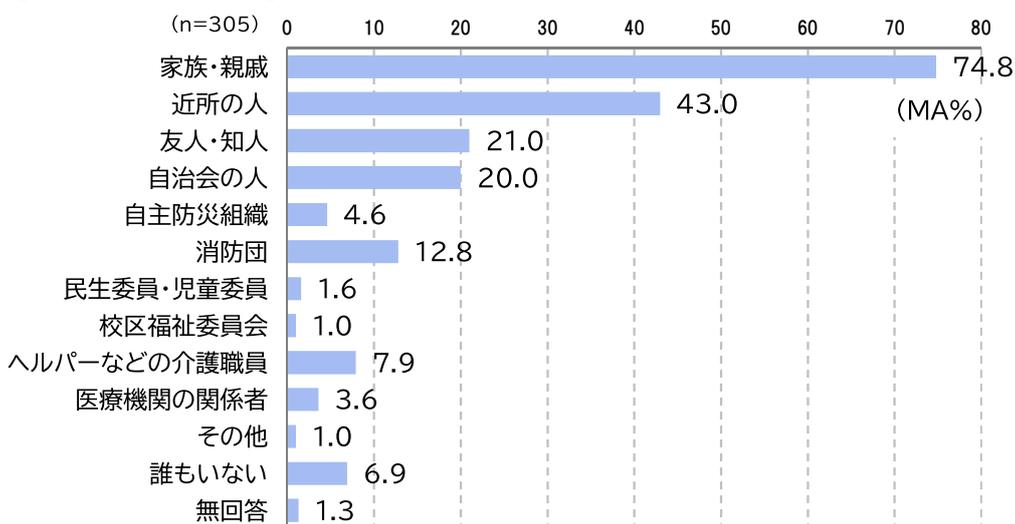
問21 災害が起こったとき、あなたは、一人で避難できると思いますか。(○は1つ)

【自力での避難の可否】



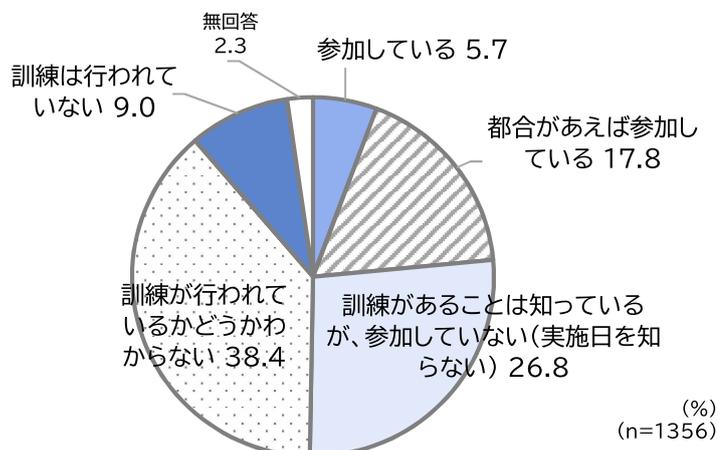
問21-1 その際、身近な存在で避難を手助けしてくれる人は誰ですか。(○はいくつでも)

【避難を手助けしてくれる人】



問22 あなたは、日頃から地域の防災訓練等に参加していますか。(○は1つ)

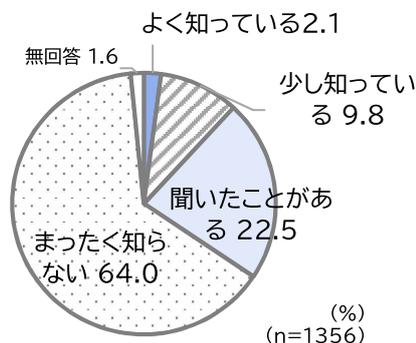
【地域の防災訓練等への参加状況】



問23 枚方市で災害が発生した際に、支援を必要とする方などへの取組があることを知っていますか。(○は1つ)

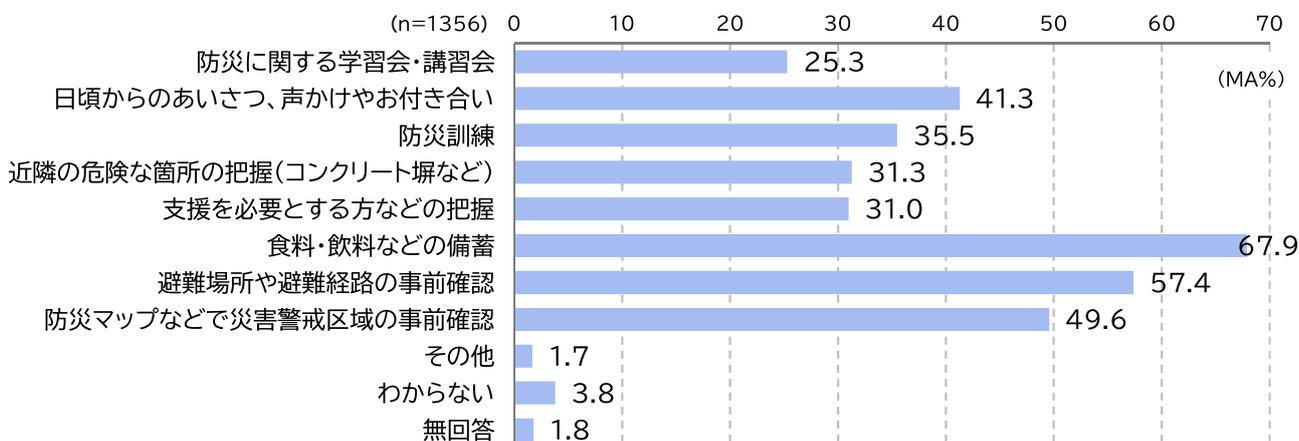
【避難行動要支援者に関する取組の認知度】

本市では、災害時において避難に支援が必要な高齢者や障害のある人等(避難行動要支援者)を地域みんなで助けあうための仕組みづくりにつながるよう、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成などを行っています。



問24 地域における災害時の備えとして、どのような取組が重要だと思いますか。(○はいくつでも)

【地域における災害時の備えとして重要な取組】



(5) 成年後見制度について

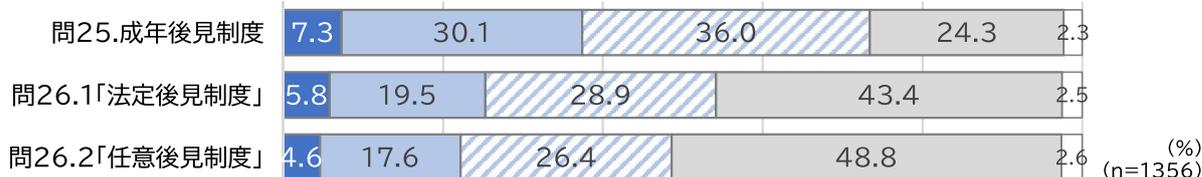
成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断力が不十分な方に対して、代わりに判断したり、契約などを行うことで、生活面や法律面で本人の権利や財産を守る制度です。

- 成年後見制度には2つの種類があります。
 法定後見制度…判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申し立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度。
 任意後見制度…十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に備えて、自らが選んだ代理人(任意後見人)に代わりにしてもらうこと(代理権)を契約(任意後見契約)により決めておく制度。
- 市民後見人は、専門的な講座を受けた市民が、同じ地域の市民として身近な立場で後見活動(主な活動内容は金銭管理や、介護・福祉サービスの利用援助の支援など)を行います。

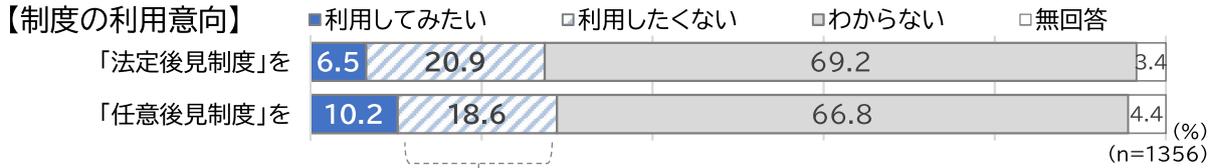
問25 あなたは成年後見制度を知っていますか。(○は1つ)

問26 成年後見制度の2つの種類を知っていますか。(○は1つずつ)

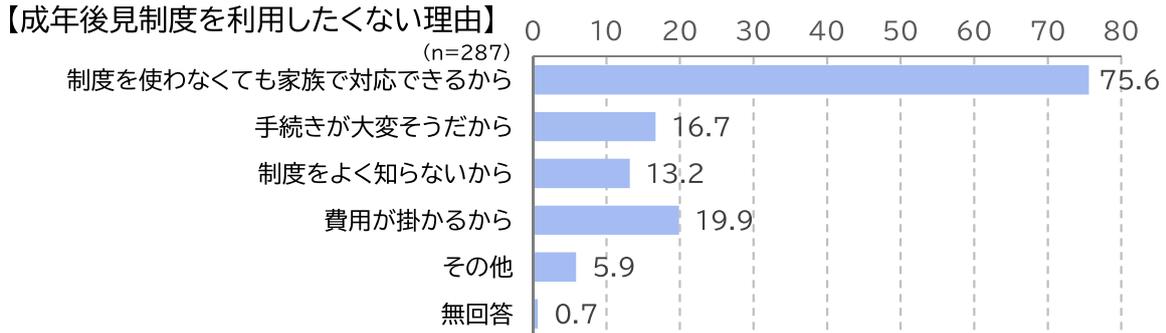
【制度の認知度】 ■よく知っている ■少し知っている ▨聞いたことがある ■まったく知らない □無回答



問27 成年後見制度を利用したいと思いますか。(○は1つずつ)



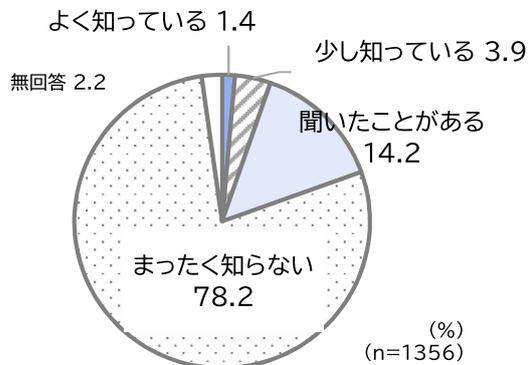
問27-1 利用したくない理由は何ですか。(○はいくつでも)



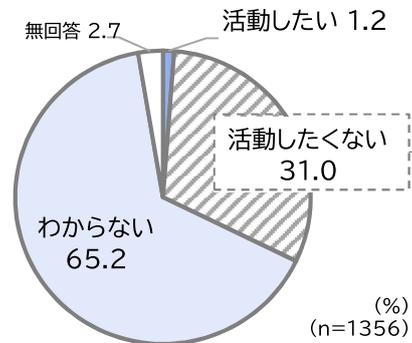
問28 あなたは市民後見人について知っていますか。(○は1つ)

問29 市民後見人として活動したいと思いますか。(○は1つ)

【市民後見人の認知度】



【市民後見人としての活動意向】



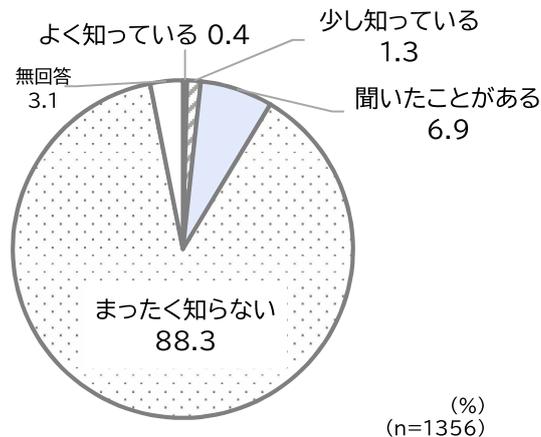
問29-1 活動したくない理由は何ですか。(○はいくつでも)

【市民後見人として活動したくない理由】



問30 「ひらかた権利擁護成年後見センター(こうけんひらかた)」を知っていますか。

【「こうけんひらかた」の認知度】

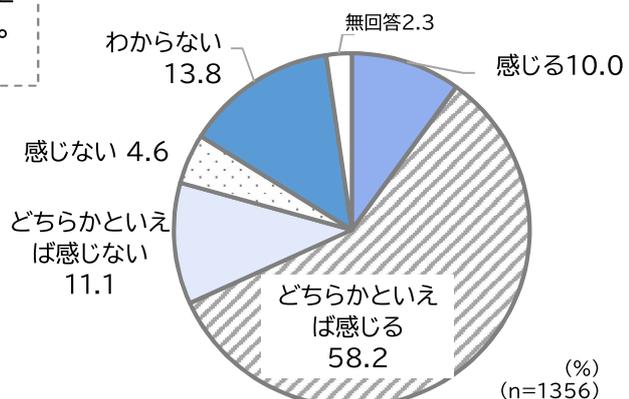


(6) 再犯防止について

「再犯防止推進法」第2条では、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者を「犯罪をした者等」といい、犯罪をした者等が再び犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)を「再犯の防止等」としています。

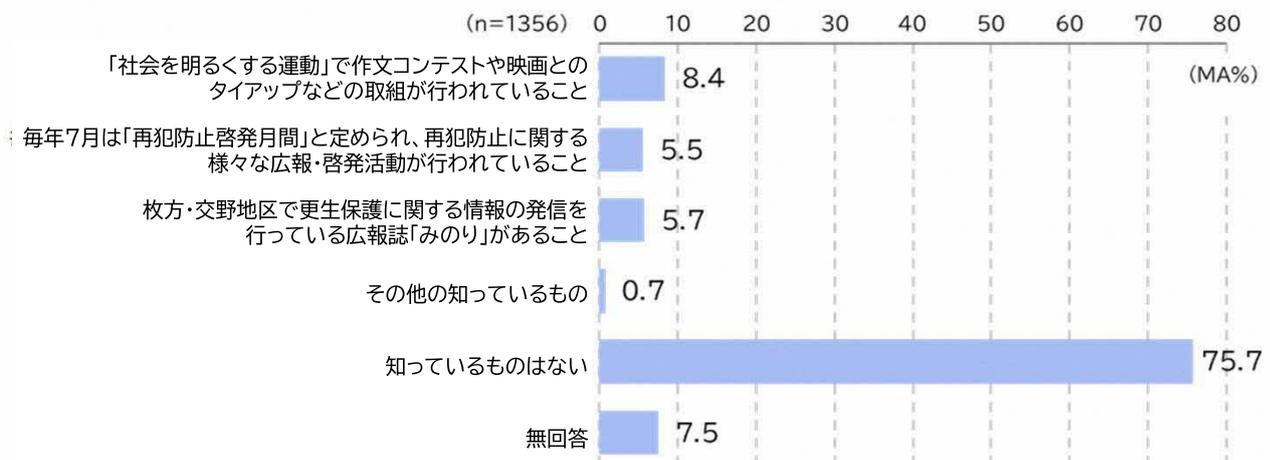
問31 枚方市は犯罪のない(少ない)安全で安心な暮らしやすい街だと感じますか。(○は1つ)

【枚方市の暮らしやすさの印象】

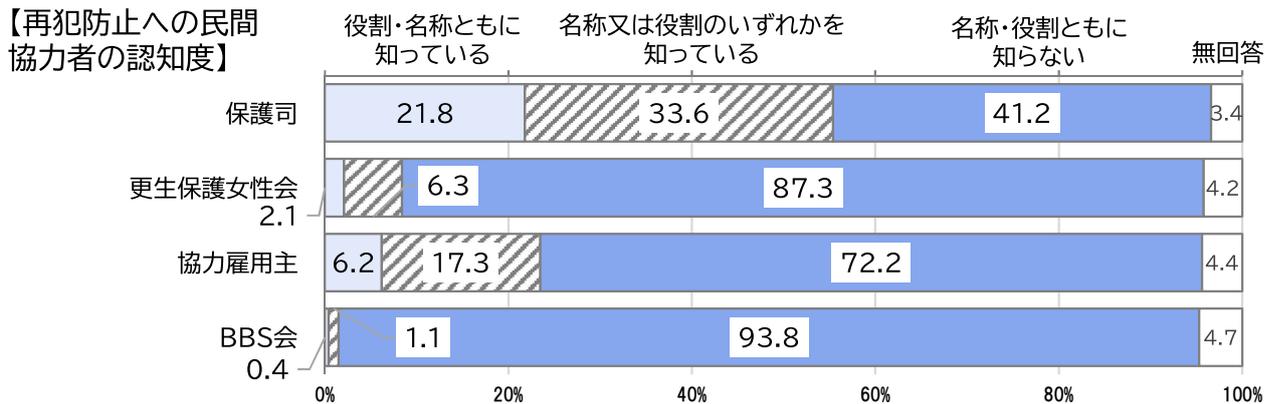


問32 次の再犯防止の広報や啓発活動で、知っているものはありますか。(○はいくつでも)

【再犯防止の広報や啓発活動の認知度】

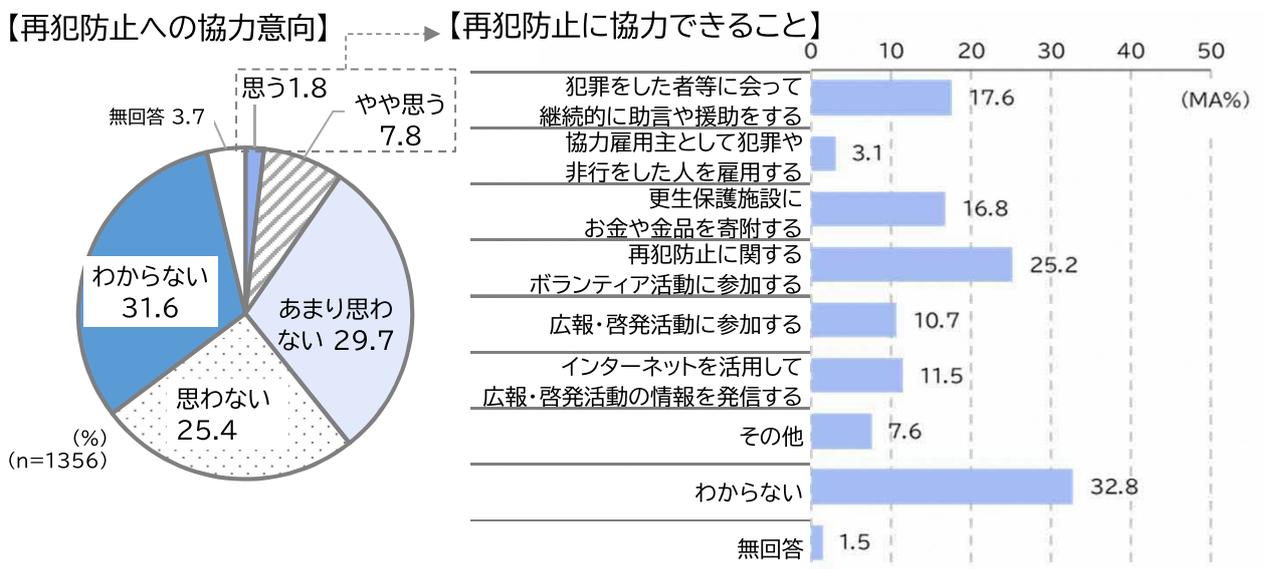


問33 再犯防止に協力する民間協力者がいます。次のような言葉を知っていますか。(〇は1つずつ)



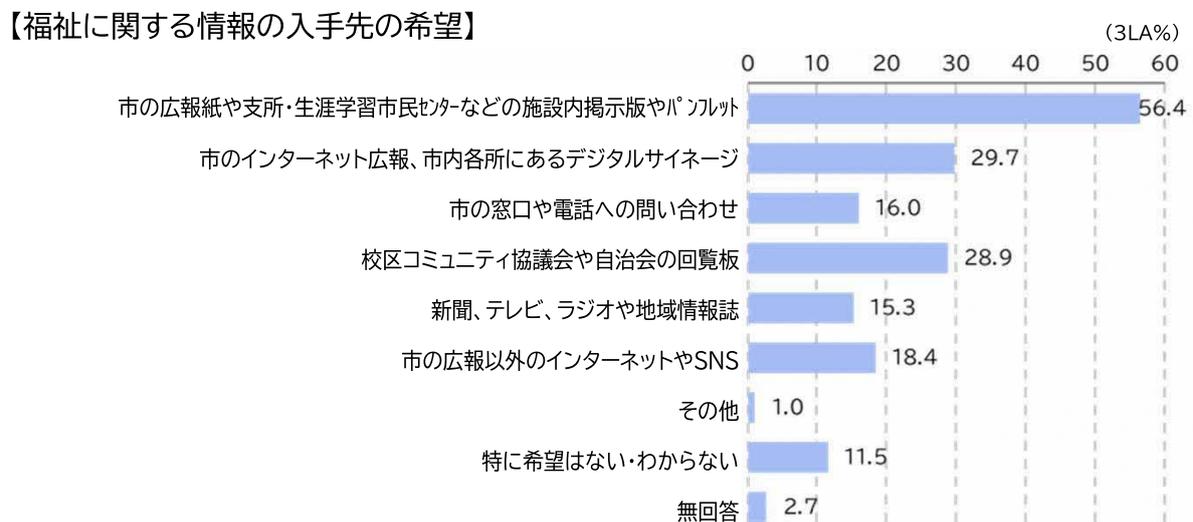
問34 犯罪をした者等の立ち直りに協力したいと思いますか。(〇は1つ)

問34-1 犯罪をした者等の立ち直りに、あなたが協力できると思うことは何ですか。(〇はいくつでも)



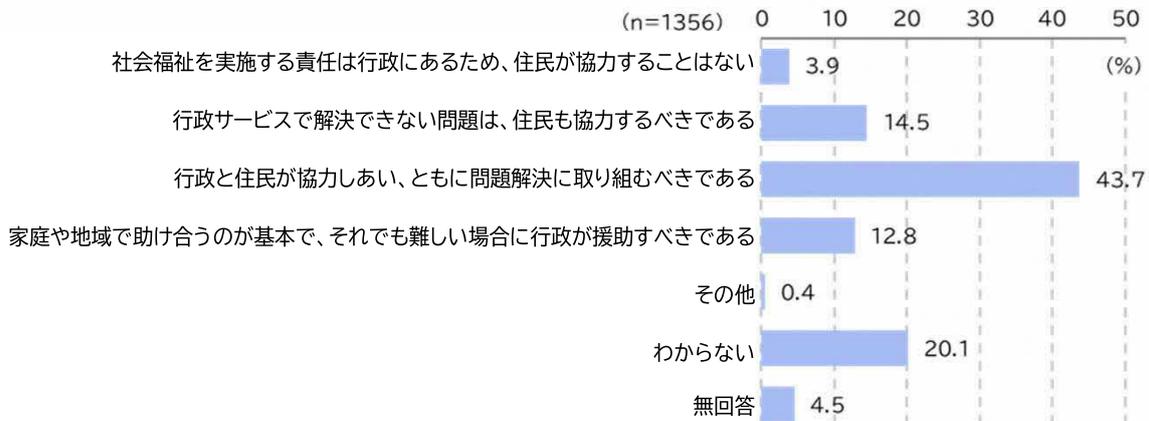
(7) これからの地域福祉について

問35 地域福祉に関する情報をどこから入手したいですか。(〇は3つまで)



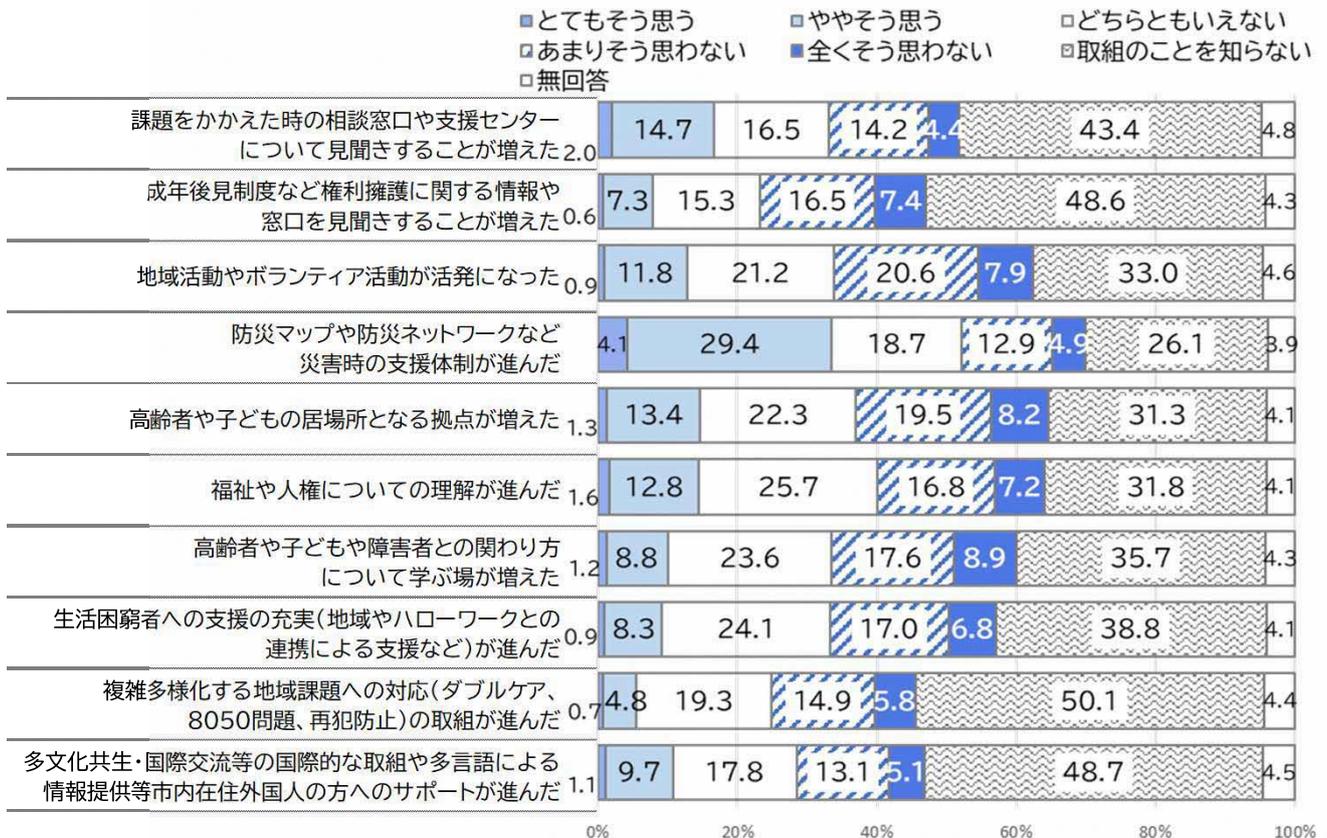
問36 地域福祉に関する行政と住民の協働(パートナーシップ)について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(〇は1つ)

【地域福祉に関する行政と住民の協働に対する考え】



問37 枚方市は令和2年度に「枚方市地域福祉計画(第4期)」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。この4年間で、枚方市の地域福祉への取組はどのように変わったと思いますか。4年前を思い出して比べてお答えください。(〇は1つずつ)

【第4期の取組に対する評価】



1 枚方市社会福祉審議会(本審)及び地域福祉専門分科会 開催経過

開催日	審議会名	案件
令和5年 11月16日	令和5年度第2回 枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1. 「枚方市地域福祉計画（第5期）」策定に係る市民アンケートの実施について
令和6年 5月13日	令和6年度第1回 枚方市社会福祉審議会	1. 専門分科会の委員指名について 2. その他 （1）まるっとこどもセンターについて （2）孤独・孤立対策について
令和6年 6月3日	令和6年度第1回 枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1. 市民アンケート最終結果報告について 2. 地域福祉計画（第5期）計画の方向性（骨子案の原型）について
令和6年 7月24日	令和6年度第2回 枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1. 令和5年度実績及び地域福祉計画（第4期）の総括 2. 地域福祉計画（第5期）の構成（骨子案）について
令和6年 10月30日	令和6年度第3回 枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1. 地域福祉計画（第5期）素案について 2. 市民意見聴取について
令和7年 1月30日	令和6年度第4回 枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1. 地域福祉計画（第5期）案について 2. 答申
令和7年 3月26日	令和6年度第2回 枚方市社会福祉審議会	1. 「枚方市地域福祉計画（第5期）」及び 「枚方市子ども・若者総合計画」の策定について 2. 専門分科会の委員指名について 3. 各専門分科会等の審議内容について 4. 「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」進捗状況等について

2 枚方市社会福祉審議会(本審)及び地域福祉専門分科会 委員名簿

※順不同、敬称略

氏名	職	社会福祉審議会	地域福祉 専門分科会
安藤 和彦	京都西山短期大学 客員教授	委員	
石田 慎二	帝塚山大学 教授	委員	
鵜浦 直子	大阪公立大学大学院 専任講師	委員	委員
恵阪 順三	枚方地区人権擁護委員会 委員	委員	
大西 雅裕	神戸女子大学 教授	委員	
川北 典子	大谷大学 非常勤講師	委員	
小山 隆	同志社大学 教授	委員	
佐藤 嘉枝	枚方市介護支援専門員連絡協議会 理事役員	委員	
所 めぐみ	関西大学 教授	委員長	会長
橋本 有理子	京都女子大学 教授	委員	
原 啓一郎	弁護士	委員	
日野 裕	地域生活支援センターにじ センター長	委員	
福岡 眞智子	枚方市民生委員児童委員協議会 会長	副委員長	委員
藤本 良知	枚方市医師会 名誉会長	委員	
古満 園美	枚方市社会福祉協議会 会長	委員	委員
前田 崇博	大阪城南女子短期大学 教授	委員	
三田 優子	大阪公立大学大学院 准教授	委員	
安田 雄太郎	枚方市障害福祉サービス事業者連絡会 会長	委員	
山田 誠	枚方市医師会 副会長	委員	
井手 祐子	枚方市老人クラブ連合会 単位クラブ会長		委員
亀井 信順	枚方市私立保育園連盟 副会長		委員
未岡 妙子	枚方市コミュニティ連絡協議会 会計		職務代理者
田村 正治	枚方・交野地区保護司会 副会長		委員
宮川 和香子	枚方人権まちづくり協会 理事		委員
若槻 美可	枚方市福祉団体連絡会 副会長		委員

3 枚方市地域福祉計画(第5期)〈素案〉に係る市民意見 聴取の結果について

意見募集期間	令和6年(2024年)12月3日～令和6年(2024年)12月22日
意見提出者数	3人
公表意見数	5件 ※1枚の意見提出用紙に複数の意見を記入されている場合は、意見ごとに1件としています。

	ご意見の要旨	審議会の考え方
1	11ページ(5)権利擁護の取組について提示されている。適切に運用されていけば問題ないが、不適切な成年後見制度もある。成年後見制度を推進するだけでなく、不適切な成年後見制度がないか、よく確認する必要があるが、言及がなく不安である。	計画素案18ページの具体的な取組「成年後見制度の認知度・理解度向上と適切な制度利用促進」及び「成年後見制度の担い手確保と育成・支援」にて示しておりますとおり、成年後見制度では、本人の意思決定支援に基づく後見事務が行われることが重要であり、後見人からの相談対応や連携、研修会を通じ、本人を尊重した支援となるようにしていくべきだと考えます。また、不正事案の発生時については枚方市地域連携ネットワーク協議会において大阪弁護士会・大阪司法書士会・大阪社会福祉士会等の専門職団体とともに対応を検討し、再発防止・不正防止に向けた取組を、連携して行っていくべきだと考えます。

<参考> その他市政全般に関するご意見や、個別事業の具体的手法等に関するご意見

- 自宅前の街灯が暗い。T字交差点であるが、付近の街灯に比べてアンバランスを感じる。
- 自治会主催の「歌声活動」への伴奏指導者のボランティアを募集し、派遣してほしい。
- OHPやスクリーン等、音楽指導者が居なくても活動できるような音声機械などの貸し出しを望む。
- CSWの人材には楽器演奏などの特技所持者も配置してほしい。

あ行

◆ICT

Information and Communication Technologyの略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。

◆アウトリーチ

相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けた仕組みづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。

◆ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

年齢と病期にかかわらず、成人患者と、価値、人生の目標、将来の医療に関する望みを理解し共有し合うプロセスのこと。

ACPの目標は、重篤な疾患ならびに慢性疾患において、患者の価値や目標、選好を実際に受ける医療に反映させること。

◆いきいきサロン

地域住民が気軽に集える場所を通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動。

◆SDGs（持続可能な開発目標）

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2015年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴール。社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されている。

◆おやこの広場

市内13か所の施設で地域の子育て親子が気軽に集える場の開設や、子育てをテーマとした教室や講習、育児相談などを行っている。また、子育てサークル等の育成や支援も行っている。

◆オレンジカフェ

認知症のことや物忘れ等が気になりはじめたご本人やご家族、ご近所の方、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間作りや情報交換等をする地域拠点のこと。「オレンジカフェ」は枚方市の認知症カフェの愛称。

か行

◆基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談支援業務（身体障害・知的障害・精神障害）および成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の相談支援体制強化の取組等を行うセンターのこと。

◆クラウドファンディング

「クラウド（群衆）」と「ファンディング（資金調達）」を組み合わせた造語で、直訳すると「群衆から資金を集める仕組み」のこと。

◆元気づくり・地域づくりプロジェクト

高齢者が安心していきいきと活躍できる地域づくりに向け、地域課題の抽出や検討を行う会議体（第1層協議体・第2層協議体）を設置している。地域に必要な仕組み・場所・活動などを地域のニーズに基づいて創り出す仕組みにより、健康増進などの元気づくりや特色のある地域づくりを進めている。

◆権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等の意思を受けとめて、援助者がその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

◆更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点のこと。

◆子育てサロン

子ども同士を遊ばせながら、子育てに関する情報交換や様々な話題を通じて気持ちをリフレッシュしたり、親子で楽しめたりする場所のこと。

◆個別避難計画

高齢者や障害者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」「どこに避難するか」などを記載した個別の避難行動計画のこと。

さ行

◆災害ボランティアセンター

災害が発生した際に、被災者のニーズとボランティアをつなぐことで被災者を支援する組織のこと。

◆CSR

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方のこと。

◆CSW

暮らしの中での福祉に関する困りごとを一緒に考える地域福祉相談員のこと。
枚方市では、福祉に関する相談の実施、支援ネットワークの構築、地域づくりの支援の活動をしています。

◆死後事務委任

本人である委任者が個人や法人を含む第三者に対し、亡くなった後の役所や銀行で行う諸手続き、葬儀・納骨・埋葬等に関する事務等について代理権を付与し、死後事務を委任すること。

◆市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援を受けて後見業務を適正に担う。主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援など。

◆社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される、地域福祉の推進を目的とする団体で、一般的には、「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。

◆社会福祉審議会

社会福祉に関する事項を専門家の立場から調査・審議するために都道府県並びに政令市及び中核市に設置されるもので、各福祉事業に関する事項を調査し、市長の諮問に対して答申を行い、関係行政機関への意見も具申することにより、市民の福祉向上に寄与することを目的として設置されるもの。

◆重層的支援体制整備事業

複雑・複合的な課題や狭間のニーズに対し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業のこと。

◆就労準備支援

生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な者を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業。

◆障害者相談支援センター

日常生活の困り事が起こった時、身近なところで気軽に何でも相談でき、制度やサービス等とつなげる機能を持つ。

◆親族後見人

成年後見制度において、親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹など）が後見人等になる場合を「親族後見人」と呼んでおり、本人に代わって財産管理や契約代行などを行う。

さ行

◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために、法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い、保護・支援する制度のこと。

た行

◆ダブルケア

広義では、家族や親族などの、親密な関係における複数のケア関係と、そこで生じる複合的な課題のこと。狭義では、子育てと介護を、同じ時期に行わなければならないことを指す。

◆地域貢献活動

地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域活動のこと。

◆地域包括支援センター

介護予防のケアマネジメントを行う機関。高齢者に対する総合的な相談窓口としての機能も有している。保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決にあたる。

◆DX（デジタルトランスフォーメーション）

I C Tの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。自治体におけるDXとは自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくこと。

な行

◆任意後見制度

ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度のこと。

は行

◆8050問題

80歳代の親と、50歳代の子を指し、このような親子が社会的に孤立してしまう問題のこと。

◆パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

は行

◆避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命、または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿のこと。

◆ひらかた元気くらわんか体操

元気な方、支援が必要な方にも利用していただけるよう、立位と座位の体操を選んで行うことができる。ラジオ体操第1で柔軟性の向上、ロコモ体操で筋力・バランスアップ、ひらかた体操（枚方市オリジナル体操）で脳の刺激の3つの効果がある。

◆福祉避難所

災害時に、高齢者や障害者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと。

◆法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の支援を行うことを言う。

◆法定後見制度

認知症や障害により、本人ひとりで決めることが心配になったときに、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度のこと。本人の不安に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されている。

や行

◆ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

枚方市地域福祉計画(第5期)

発行:枚方市

編集:枚方市 健康福祉部 健康福祉政策課

〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話:072-841-1369

FAX:072-841-2470

